

鹿屋市過疎地域持続的発展計画

【令和3年度～令和7年度】



鹿児島県鹿屋市

第1章 基本的な事項	1
1 鹿屋市の概況	1
(1) 概要等	1
(2) 過疎の状況	2
(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地条件	3
2 人口及び産業の推移と動向	3
3 行財政の状況	7
(1) 行政の状況	7
(2) 財政の状況	7
(3) 公共施設整備水準の現状と動向	9
4 地域の持続的発展の基本方針	10
(1) 基本理念	10
(2) 輝北地域	12
(3) 吾平地域	13
(4) 過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の展開	13
5 地域の持続的発展のための基本目標	14
(1) 人口に関する目標	14
(2) 財政力に関する目標	14
(3) その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標	14
6 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(1) 評価時期	14
(2) 評価手法	15
7 計画期間	15
8 公共施設等総合管理計画との整合	15
(1) 整合性	15
(2) 基本方針	15
9 SDGs（持続可能な開発目標）	16
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
1 現況と問題点	17
(1) 移住・定住	17
(2) 地域間交流	17
(3) 人材育成	17
2 その対策	18
(1) 移住・定住	18
(2) 地域間交流	18
(3) 人材育成	18
3 計画	19
4 公共施設等総合管理計画との整合	19

第3章 産業の振興	20
1 現況と問題点	20
(1) 農業	20
(2) 林業	21
(3) 商工業	21
(4) 観光	22
2 その対策	22
(1) 農業	22
(2) 林業	23
(3) 商工業	23
(4) 観光	24
3 計画	25
4 産業振興促進事項	27
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	27
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	27
5 公共施設等総合管理計画との整合	27
第4章 地域における情報化	28
1 現状と問題点	28
2 その対策	28
3 計画	28
4 公共施設等総合管理計画との整合	28
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	29
1 現況と問題点	29
(1) 交通基盤	29
(2) 交通手段の確保	29
2 その対策	29
(1) 交通基盤	29
(2) 交通手段の確保	30
3 計画	30
4 公共施設等総合管理計画との整合	31
第6章 生活環境の整備	32
1 現況と問題点	32
(1) ごみ処理	32
(2) 下水道	32
(3) 消防及び防災	33
(4) 市営住宅	34

2	その対策	3 4
(1)	ごみ処理	3 4
(2)	下水道	3 5
(3)	消防及び防災	3 5
(4)	市営住宅	3 6
3	計画	3 6
4	公共施設等総合管理計画との整合	3 6
(1)	下水道	3 6
(2)	消防施設	3 7
(3)	市営住宅	3 7

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・・・ 3 8

1	現況と問題点	3 8
(1)	子育て	3 8
(2)	高齢者	3 8
(3)	障がい者	3 8
(4)	地域福祉	3 8
2	その対策	3 9
(1)	子育て	3 9
(2)	高齢者	3 9
(3)	障がい者	4 0
(4)	地域福祉	4 0
3	計画	4 1
4	公共施設等総合管理計画との整合	4 2

第8章 医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

1	現況と問題点	4 3
2	その対策	4 3
3	計画	4 3
4	公共施設等総合管理計画との整合	4 3

第9章 教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4

1	現況と問題点	4 4
(1)	学校教育	4 4
(2)	社会教育	4 5
2	その対策	4 5
(1)	学校教育	4 5
(2)	社会教育	4 6
3	計画	4 7
4	公共施設等総合管理計画との整合	4 8

第10章 集落の整備	49
1 現況と問題点	49
2 その対策	49
3 計画	50
4 公共施設等総合管理計画との整合	50
第11章 地域文化の振興等	51
1 現況と問題点	51
2 その対策	51
3 計画	52
4 公共施設等総合管理計画との整合	52
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	53
1 現況と問題点	53
2 その対策	53
3 計画	53
4 公共施設等総合管理計画との整合	53
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	54
1 現況と問題点	54
2 その対策	54
3 計画	55
4 公共施設等総合管理計画との整合	56
 (添付) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	 57

第1章 基本的な事項

1 鹿屋市の概況

(1) 概要等

①経過

平成18年1月1日に、鹿屋市、曾於郡輝北町、肝属郡串良町及び同吾平町が合併し、「鹿屋市」が誕生した。

このうち、合併前の輝北町及び吾平町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象地域（以下「過疎地域」という。）となっている。

②自然的条件

本市は、大隅半島のほぼ中央に位置し、垂水市、曾於市、霧島市、大崎町、東串良町、錦江町、肝付町と隣接している。

市域北部には、日本の自然百選にも選ばれている雄大な高隈山系が連なり、輝北うわば公園周辺には、天文施設である輝北天球館、大隅湖畔にはアジア・太平洋農村研修センターなどの地域資源が集積している。

その南側には、笠野原台地と肝属平野が広がり、市域中央部にかけて平坦地が続いている。この区域には、6次産業化の拠点となる県大隅加工技術研究センターや国立大学法人鹿屋体育大学、独立行政法人国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザ健康増進センター、串良平和アリーナ、健康・スポーツに関連する機関・施設が集積する地域特性を有している。

市域西部は美しく長い海岸線を有する錦江湾に面し、広大な霧島ヶ丘公園には日本一を誇れるかのやばら園が整備されている。

市域南部は、山林地帯となっており、神代三山陵の1つである吾平山上陵や県立大隅広域公園などを有する。

市域面積は、448.15k㎡で、そのうち、過疎地域（輝北・吾平）は、148.10k㎡で市域の約33%を占めている。

（表1）■過疎地域の面積

区 分		市域面積(k㎡)	割合(%)
過疎地域	吾平地域	59.15	13.2
	輝北地域	88.95	19.9
	小計	148.10	33.1
過疎地域以外	串良地域	65.86	14.7
	鹿屋地域	234.19	52.2
	小計	300.05	66.9
市域全体		448.15	100.0

※「輝北地域」、「串良地域」、「吾平地域」、「鹿屋地域」はそれぞれ旧輝北町、旧串良町、旧吾平町、旧鹿屋市のエリアをいう。

③歴史的条件

明治22年の町村制度施行により、現在の鹿屋市域に当たる肝属郡鹿屋村、同大始良村、同花岡村、同高隈村、同西串良村、同始良村、同百引村及び東嚙喰郡市成村が発足した。

鹿屋村は大正元年に鹿屋町となり、昭和16年に大始良村、花岡村との合併により、鹿屋市が誕生した。その後、昭和30年には高隈村を、また、昭和33年には垂水市の一部を編入している。

また、西串良村は昭和7年に串良町に、始良村は昭和22年に吾平町と名称を変更しており、昭和31年には市成村と百引村が合併し、輝北町が誕生している。

これら鹿屋市、輝北町、串良町及び吾平町の1市3町が平成18年1月1日に合併し、現在の鹿屋市となったものである。

④社会的、経済的条件

本市の基幹産業は、第1次産業であり、温暖な気候や広大な農地など恵まれた環境を生かした、さつまいも、茶、ピーマンやきゅうり等の園芸作物等の栽培をはじめ、肉用牛、養豚等の畜産、カンパチやウナギの養殖漁業など国内有数の食料供給基地を形成している。また、産業別総生産では、第3次産業が全体の約7割を占めており、大規模商業施設が集積していることから、大隅地域の中心的な商業機能を担っている。

輝北地域においては、肉用牛の生産に加えて、養豚の銘柄が確立されるなど、畜産業が盛んである。また、さといも、ごぼう、スプレーギク等の生産も盛んであり、安全で品質の優れた米づくりも行われている。また、自然環境を生かした天文施設「輝北天球館」を核とした内外への情報発信、自然エネルギーを活用した風力発電施設等、様々な地域資源を生かした交流が図られている。

吾平地域においては、肉用牛を中心とした畜産、米、さつまいも、カボチャ等の耕種生産による複合経営が盛んである。作物生産の特徴としては、「安全・安心」を基本としており、高収益のピーマン、ナスの施設園芸団地の導入等、若者に魅力ある農業の取組も行っている。また、筆記具用品、金型、自動車用組電線製造等の誘致企業を中心に工業振興が図られているとともに、観光農園、吾平物産館、湯遊ランドあいら等の様々な地域資源を生かした観光・交流事業に取り組んでいる。

(2) 過疎の状況

①人口

本市の人口は、平成27年国勢調査で103,608人となっており、年々減少する傾向にある。1世帯当たりの人数は、昭和55年の2.9人から平成27年には2.2人に減少しており、核家族化の進行がうかがえる。また、高齢化率は上昇傾向にあり、平成27年には全国平均の26.6%を上回る28.0%となっている。

このうち、輝北地域の人口動態においては、昭和55年に5,428人、平成7年に4,554人、平成17年に4,108人、平成22年に3,816人、平成27年に3,188人と減少傾向にあるとともに、高齢化率も43.4%と著しく進行している。

吾平地域においては、人口が昭和55年に7,507人、平成7年に7,348人、平成17年に7,357人、平成22年に7,133人と一定水準で推移していたが、平成27年に6,670人と大幅に減少し、高齢化率も鹿屋市の平均を上回る34.5%と高くなっている。

②旧過疎法に基づくこれまでの対策

輝北地域及び吾平地域においては、昭和45年制定の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年制定の過疎地域振興特別措置法及び平成2年制定の過疎地域活性化特別措置法、平成12年制定の過疎地域自立促進特別措置法に基づき、文化的な生活水準の向上のため、総合的・計画的な過疎対策を講じてきた。

その結果、道路網、教育文化施設、消防施設、生活環境、産業基盤の整備充実、農林業の振興、社会福祉の充実等により、地域の基礎づくりには一定の成果を上げているが、十分に基盤整備が整ったとは言えない状況にある。

③現在の課題

過疎化や人口減少が進行していく中であって、個性豊かで、活力に満ちた持続可能な地域社会を実現するためには、さらなる保健医療、福祉対策、地域の特色を生かした教育・文化の振興、若者やUターン・Iターン者の定住促進、地域間の交流やイベント等による人々の交流促進、生活環境対策、産業振興、交通・通信網の整備等が必要である。

④今後の見通し

過疎地域持続的発展計画の各種施策を推進するとともに、地域の課題に対応した、より効率的な施策展開を行う。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地条件

本市は、第1次産業を基幹産業としているが、第2次・第3次産業の就業者数割合が増加し、第1次産業の就業者数割合は、減少する傾向にある。

このため、今後は、基幹産業である第1次産業のさらなる振興を図るとともに、第1次産業を基軸とした加工製造・流通業務等を域内で完結する6次産業の創出により、我が国の食料供給基地として、自立した経済基盤を確立する必要がある。

また、本市は、国・県等の機関、商業施設、文化、教育施設等の都市機能が集積している大隅地域の拠点であるとともに、県都鹿児島市や九州新幹線への連絡口となっている垂水港や桜島港、鹿児島空港、中核国際港湾志布志港を連結する国道の結節点であるなど、広域交通の要衝地でもある。

このようなことから、国道504号や東九州自動車道、大隅縦貫道の整備促進を図り、大隅地域の交通要衝地域としてのネットワークを強化し、ヒト・モノ・地域を結ぶ交通利便性の高い都市を整備し、少子高齢化、情報化等、時代のニーズに即応した快適で利便性の高いまちづくりを目指すこととしている。

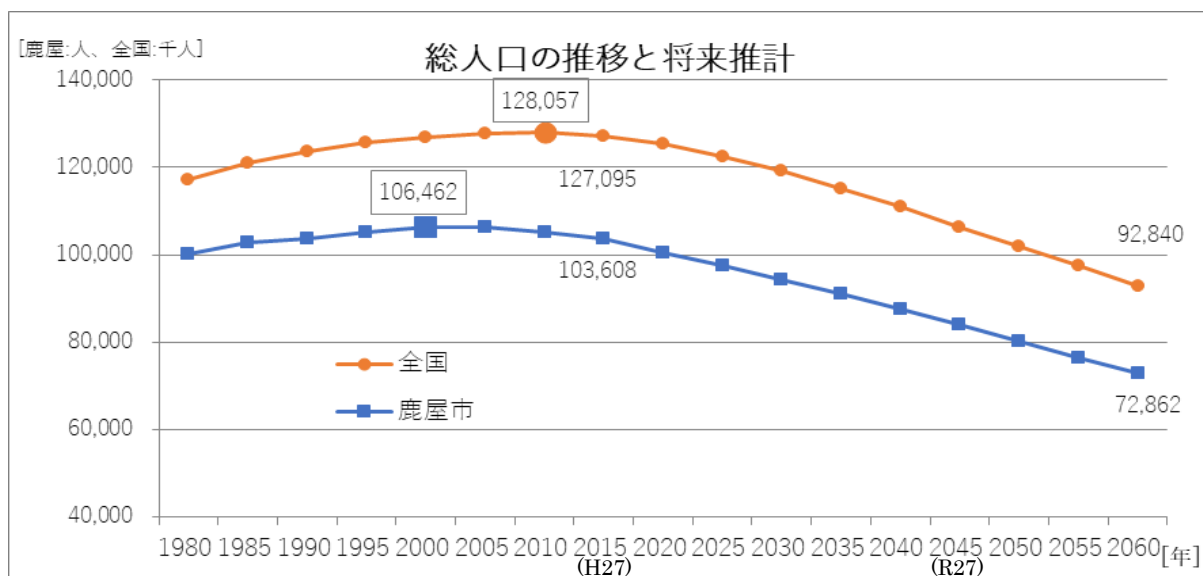
2 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による人口増減率（平成22年から平成27年まで）は、過疎地域では10.0%減少し、市全体では1.4%減少している。

減少傾向にある本市の人口は令和7年には10万人を下回り、令和22年には9万人を割り込むと見込まれている。年齢3階層別の人口を見ると、平成27年と令和27年を比較した場合、いずれの階層においても減少が見込まれ、生産年齢人口（15歳～64歳）においては約3割減少することが予測される。

また、平成27年国勢調査における本市の産業別就業人口比率は、過疎地域では、第1次産業が25.1%、第2次産業が22.2%、第3次産業が52.7%となっており、市全体では、第1次産業が11.8%、第2次産業が18.6%、第3次産業が69.6%で、平成22年と平成27年国勢調査と比較した場合、第1次産業は減少、第2次・第3次産業は増加する傾向にある。

(表2) ■将来人口推計



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口」、鹿屋市「鹿屋市人口ビジョン」
(各年10月1日現在)

※ は、グラフ内においてピークとなっている数値

(表3) ■人口の推移 (国勢調査)

1 過疎地域

〈年度〉

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	19,669	13,481	△31.5	12,289	△8.8
0歳～14歳	7,811	3,354	△57.0	2,183	△34.9
15～64歳	10,565	8,483	△19.7	7,626	△23.4
うち15歳～29歳 (a)	3,872	2,194	△43.3	1,680	△23.4
65歳以上 (b)	1,293	1,644	27.1	2,480	50.9
若年者比率・(a) / 総数	19.7%	16.3%	—	13.7%	—
高齢者比率・(b) / 総数	6.6%	12.2%	—	20.2%	—

区 分	平成17年		平成27年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	11,465	△6.7	9,858	△14.0
0歳～14歳	1,675	△23.3	1,250	△25.4
15～64歳	6,053	△20.6	4,920	△18.7
うち15歳～29歳 (a)	1,354	△19.4	939	△30.6
65歳以上 (b)	3,737	50.6	3,688	△1.3
若年者比率・(a) / 総数	11.8%	—	9.5%	—
高齢者比率・(b) / 総数	32.5%	—	37.4%	—

2 鹿屋市全域

〈年度〉

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年	
	実数（人）	実数（人）	増減率（％）	実数（人）	増減率（％）
総数	109,662	94,790	△13.6	103,761	9.5
0歳～14歳	40,706	23,162	△43.1	21,786	△5.9
15～64歳	62,379	61,559	△1.3	66,148	7.5
うち15歳～29歳（a）	23,584	19,268	△18.3	16,909	△12.2
65歳以上（b）	6,307	10,069	59.6	15,605	55.0
若年者比率・（a）/総数	21.6％	20.3％	－	16.3％	－
高齢者比率・（b）/総数	5.8％	10.6％	－	15.1％	－

区 分	平成17年		平成27年	
	実数（人）	増減率（％）	実数（人）	増減率（％）
総数	106,208	2.4	103,608	△2.4
0歳～14歳	16,791	△22.9	15,792	△5.9
15～64歳	64,307	△2.8	58,792	△8.6
うち15歳～29歳（a）	17,072	1.0	13,471	△21.1
65歳以上（b）	25,110	60.4	29,024	15.5
若年者比率・（a）/総数	16.1％	－	13.0％	－
高齢者比率・（b）/総数	23.6％	－	28.0％	－

※総数に年齢不詳を含むため内訳は一致しない場合がある。

（表4）■人口の推移（住民基本台帳）

1 過疎地域

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数 （人）	構成比 （％）	実数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）	実数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）
総数	12,135	－	11,825	－	△2.6	11,172	－	△5.5
男	5,786	47.7	5,602	47.4	△3.2	5,338	47.8	△4.7
女	6,349	52.3	6,223	52.6	△2.0	5,834	52.2	△6.3

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）	実数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）
総数（外国人住民除く）		10,266	－	－	9,227	－	△10.1
男（外国人住民除く）		4,855	47.3	－	4,386	47.5	△9.7
女（外国人住民除く）		5,411	52.7	－	4,841	52.5	△10.5
参 考	男（外国人住民）	6	30.0	－	14	70.0	133.3
	女（外国人住民）	14	70.0	－	21	105.0	50.0

2 鹿屋市全域

区 分	平成12年 3 月31日		平成17年 3 月31日			平成22年 3 月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総数	105,661	—	106,216	—	0.5	104,980	—	△1.2
男	50,319	47.6	50,432	47.5	0.2	49,930	47.6	△1.0
女	55,342	52.4	55,784	52.5	0.8	55,050	52.4	△1.3

区 分		平成27年 3 月31日			令和 2 年 3 月31日		
		実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総数（外国人住民除く）		103,874	—	—	101,017	—	△2.8
男（外国人住民除く）		49,379	47.5	—	48,359	47.9	△2.1
女（外国人住民除く）		54,495	52.5	—	52,658	52.1	△3.4
参 考	男（外国人住民）	82	22.5	—	231	32.8	181.7
	女（外国人住民）	283	77.5	—	474	67.2	67.5

（表 5） ■産業別就業人口の動向（国勢調査）

1 過疎地域

〈年度〉

区 分		昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
		実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数		10,081	8,433	△16.3	7,857	△6.8	6,958	△11.4	6,994	0.5
就業 人口 比率	第1次産業	80.3	74.4	—	69.3	—	58.9	—	49.8	—
	第2次産業	4.9	6.7	—	9.8	—	14.5	—	20.4	—
	第3次産業	14.8	18.9	—	20.9	—	26.6	—	29.8	—

区 分		昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年	
		実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数		6,835	△2.3	6,372	△6.8	6,167	△3.2	5,887	△4.5
就業 人口 比率	第1次産業	47.2	—	37.7	—	32.8	—	28.3	—
	第2次産業	21.6	—	27.4	—	29.1	—	29.5	—
	第3次産業	31.2	—	34.9	—	38.1	—	42.2	—

区 分		平成17年		平成22年		平成27年	
		実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数		5,711	△3.0	4,960	△13.2	4,625	△6.8
就業 人口 比率	第1次産業	29.2	—	27.2	—	25.1	—
	第2次産業	24.8	—	21.9	—	22.2	—
	第3次産業	45.8	—	49.8	—	52.7	—

※就業者総数には、「分類不能の産業」を含む。

2 鹿屋市全域

〈年度〉

区 分		昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
		実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数		51,995	48,107	△7.5	47,794	△0.7	44,562	△6.8	47,700	7.0
就業 人口 比率	第1次産業	63.6	55.2	—	48.9	—	38.0	—	30.3	—
	第2次産業	8.9	11.4	—	12.3	—	16.1	—	20.1	—
	第3次産業	27.4	33.4	—	38.8	—	45.7	—	49.5	—

区 分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
		実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数		48,157	1.0	48,490	0.7	49,715	2.5	49,676	△0.1
就業 人口 比率	第1次産業	27.7	—	21.9	—	17.8	—	14.8	—
	第2次産業	20.1	—	22.8	—	23.5	—	22.6	—
	第3次産業	52.1	—	55.2	—	58.7	—	62.5	—

区 分		平成17年		平成22年		平成27年	
		実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数		49,440	△0.5	47,485	△4.0	46,522	△2.0
就業 人口 比率	第1次産業	14.7	—	12.6	—	11.8	—
	第2次産業	19.1	—	17.6	—	18.6	—
	第3次産業	63.5	—	65.7	—	69.6	—

※就業者総数には、「分類不能の産業」を含む。

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

本市は、平成18年に1市3町が合併し本年で15年目を迎え、この間、旧3町地域（輝北地域、串良地域、吾平地域）においては、市民生活に身近な業務（窓口業務、福祉関係業務、消防・防災業務等）、地域振興に関する業務等に対応するため総合支所を設置し、市民サービスの維持・向上に努めてきた。

今後とも、限られた行政資源を有効に活用し、社会情勢の変化、新たな行政課題等に柔軟に対応可能な組織体制の構築を目指すこととしている。

(2) 財政の状況

本市財政は、国及び地方を取り巻く厳しい財政環境の下で、プライマリーバランスの黒字を確保し、健全な財政運営を維持している。

今後においても、社会経済情勢の変化、高度化・多様化する市民ニーズ等に的確に対応するため、最小の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本に立って、市税等自主財源の確保をはじめとした財源の積極的確保を図るとともに、これまで以上に限られた財源の重点的・効果的配分を行うほか、施策の推進に当たっては、民間活力の活用等により、経費支出の効率化を図ることとしている。

また、財源の年度間調整に配慮するとともに、財政状況の的確な分析を行い、長期的視点に立った弾力的かつ健全な財政運営を行っていくこととしている。

(表 6) ■財政の状況 (普通会計決算)

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	45,115,138	49,383,659	58,164,100
一般財源	25,909,331	26,618,828	26,497,104
国庫支出金	6,405,958	7,927,179	9,175,111
都道府県支出金	3,357,624	3,892,111	5,927,667
地方債	4,628,000	4,062,400	4,322,400
うち過疎債	524,400	204,100	176,700
その他	4,814,225	6,883,141	12,241,818
歳出総額B	42,851,210	47,735,638	55,398,556
義務的経費	22,111,299	23,683,472	24,643,553
投資的経費	5,486,177	5,708,223	8,291,654
うち普通建設事業費	5,360,535	5,497,404	7,556,073
その他	15,253,734	18,343,943	22,463,349
過疎対策事業費【参考】	918,936	226,816	283,971
歳入歳出差引額C (A - B)	2,263,928	1,648,021	2,765,544
翌年度へ繰り越すべき財源D	656,030	39,761	564,650
実質収支C - D	1,607,898	1,608,260	2,200,894
財政力指数	0.46	0.46	0.48
公債費負担比率	15.4	12.9	11.5
実質公債費比率	12.1	9.3	6.4
起債制限比率	11.2	7.5	3.6
経常収支比率	86.9	89.8	92.4
将来負担比率	60.4	3.9	—
地方債現在高	42,536,460	40,208,903	40,553,250

資料：地方財政状況調査

(3) 公共施設整備水準の現状と動向

公共施設の整備水準は、表7のとおりである。

今後は、総合計画、過疎地域持続的発展計画等に基づき、地域の特性、バランス、利便性等にも十分配慮し、計画的な整備を推進していくこととしている。

(表7) ■主要公共施設等の整備状況

1 過疎地域

区 分	昭和55年 度末	平成2年 度末	平成12年 度末	平成22年 度末	令和元年 度末
市道改良率 (%)	16.8	55.4	55.4	54.8	57.1
市道舗装率 (%)	58.8	87.1	86.6	97.5	97.6
農道延長 (m)	—	—	327,000	278,601	282,593
耕地1ha当たり農道延長 (m)	89.8	96.5	96.5	—	106.8
林道延長 (m)	—	—	—	41,954	43,389
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	5.6	5.7
水道普及率 (%)	78.2	96.9	96.9	98.8	98.5
水洗化率 (%)	—	44.8	44.8	70.2	79.4
人口千人当たり病院・診療所の病床数	4	3	6	—	—

2 鹿屋市域

区 分	昭和55年 度末	平成2年 度末	平成12年 度末	平成22年 度末	令和元年 度末
市道改良率 (%)	31.4	42.5	64.3	71.5	67.8
市道舗装率 (%)	56.8	80.1	87.9	89.2	92.2
農道延長 (m)	—	—	1,870,000	995,592	989,167
耕地1ha当たり農道延長 (m)	98	71.7	96.8	95.7	99.4
林道延長 (m)	—	—	—	100,090	101,525
林野1ha当たり林道延長 (m)	9.1	10.5	11.5	6.4	6.5
水道普及率 (%)	82.2	93.3	95.9	94.4	98.1
水洗化率 (%)	—	38.4	55.2	85.9	92.5
人口千人当たり病院・診療所の病床数	14.7	15.6	13.1	29.9	22.1

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 基本理念

本市は、雄大な高隈山系に抱かれ、肥沃な台地と静穏な錦江湾に包まれた豊かな自然環境の中で、穏和で健やかな人々が育まれ、農林水産業をはじめ様々な産業が展開する、大隅地域の中核的な都市を形成している。また、合併前の市町は、それぞれが持つ歴史、文化、特性等を生かして、長い年月の中で個性的で多様なまちづくりに取り組んできており、このようなまちづくりの成果を十分に尊重しながら、新たな個性を創出し、魅力ある拠点性の高い都市づくりを進めていくことが求められる。

このような多様な地域資源及び特性を更に磨き、可能性を見据えながら、市民、地域が一体となって取り組み、実現していく鹿屋市のまちづくり将来像として、「ひとが元気！まちが元気！『未来につながる健康都市 かのや』」を掲げている。

「ひと」と「まち」が「元気」であることを基本とし、鹿屋市の明るい未来づくりのため、市民一人ひとりが、ぬくもりと豊かさを実感できる『健康都市 かのや』を目指すこととしている。

【基本目標】

◆やってみたい仕事ができるまち

- 温暖な気候、広大な農地等の恵まれた営農環境を生かし、地域雇用と所得の増大や農業・農村の持つ多面的機能の発揮を目指す「かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づいた取組を推進し、これまでの素材提供型農業から1次加工、6次産業化等による高付加価値型農業への展開や安全・安心で付加価値の高い農林水産物の生産に取り組むとともに、担い手の育成や生産基盤の整備等を行い、魅力ある農林水産業の振興を図ります。
- 商工団体、金融機関と連携し、生産性の向上等に取り組む中小企業等の資金調達及び経営革新のほか、創業、事業承継等に対する支援の充実を図り、商工業の活性化を進めます。
- 企業誘致に積極的に取り組み、雇用の場の確保に努めるとともに、ICTを活用した場所や時間に捕らわれない柔軟な働き方を支援します。

◆いつでも訪れやすいまち

- 霧島ヶ丘公園、鹿屋航空基地史料館、九州最大級の反射式望遠鏡で星空を観察できる輝北天球館、海軍航空隊串良基地があった串良平和公園、神代三山陵の1つである吾平山上陵等の観光資源と豊かな自然や食、戦争遺跡等を生かした多彩なツーリズム等による魅力的な観光地づくりを推進します。
- 観光地域づくり法人（DMO）である「（株）おおすみ観光未来会議」を中心に、大隅4市5町による広域的な観光振興と誘客・交流人口の増加に取り組めます。
- 鹿屋体育大学や地域密着型プロサイクリングチーム「CIEL BLUE KANOYA」をはじめとする健康・スポーツに関連する機関・施設が集積している本市の大きな特性を生かし、スポーツ合宿の誘致、「自転車によるまちづくり」等、スポーツによる交流を進めます。

○都市部から地方への移住に対する関心が高まっていることから、本市の魅力を最大限に活用し、移住・定住につながる取組を進めます。

◆子育てしやすいまち

○産科医の確保、母子健診、子ども医療費の助成、子育て中の親子がつどい、情報交換・交流ができる拠点施設の充実等、子育てに対する不安や負担感を軽減する取組や保護者が心にゆとりを持って子育てができ、また、育児と仕事等の社会的活動が両立できるよう、保育サービスや放課後対策を充実することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

○学校及び家庭、地域社会での生活を通して、子どもたちが生き生きと育ち、広い知識と教養を身に付け、郷土を愛し、協力し合うことができる環境の充実を図り、未来を担う心豊かでたくましい人づくりを進めます。

◆未来につながる住みよいまち

○中心市街地に行行政・商業・医療等の都市機能施設が集積する拠点を維持・形成するとともに、輝北・串良・吾平地区等の周辺地域に地域拠点等を形成し、それらが有機的に連携する多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。

○生活及び物流を支える道路ネットワーク、公共交通等の都市機能を確保するとともに、総合的な雨水排水対策や適正な土地利用等を進め、快適な居住環境の形成を図ります。

○大規模自然災害に備えた危機管理体制の整備、消防・救急、防犯体制の確保、交通安全、空き家の適正管理等の取組の充実により、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

○快適な生活環境を確保するため、ごみの減量化、リサイクルの徹底を図るとともに、不法投棄の防止、生活排水対策等を進めます。

○これらの取組を通して、大隅地域の拠点都市として更なる発展を目指します。

◆ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

○子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など多様な地域住民が互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

○市民一人ひとりが、それぞれの体力や能力に応じて、いつでもスポーツ、文化活動、国際交流等に取り組むことができる環境づくりを進めます。

○市民生活に笑顔があふれ、生涯にわたって生き生きと過ごせるよう、人権を尊重し、生きがいを持って暮らせる社会づくりを目指します。

(2) 輝北地域

鹿屋市北部に位置する森林やきれいな星空日本一に代表される自然環境に恵まれた高地であり、地域の中央には、鹿児島空港方面と鹿屋市中心部を結ぶ国道504号が縦断し、市の北の玄関口としての役割を担っている。

基幹産業は、畜産業を中心とする農業で、肉用牛の生産が盛んであり、養豚でも「輝北スターポーク」のブランドが確立している。また、さといも、ごぼう、スプレーギク等の生産も盛んで、安全で良質のおいしい米づくりも行われている。

過疎化、高齢化の急速な進行とともに、人口減少が顕著となっている地域であり、高齢化対策の充実、農業の担い手確保・育成等による地域産業の振興、地域特性・資源を生かした観光・交流の促進による地域活性化などが求められていることから、以下の取組により地域の持続的発展、新たな魅力の創出等を図ることとする。

①北の玄関口としての役割・機能の充実

国道504号や県道等の道路拡幅等を促進し、市外・鹿児島空港～鹿屋間のアクセス向上やコンパクトシティを見据えた道路整備を図るとともに、自然環境を保全しながら景観に配慮したまちづくりを進め、本市の北の玄関口としての役割・機能を充実・強化する。

②第一次産業の振興

曾於南部地区畑地かんがい用水の活用や鹿屋市農業公社の取組の充実、スマート農業の推進、経営安定や担い手育成対策、有害鳥獣対策の強化等による農業振興を図るほか、特用林産物の生産体制づくりに取り組むとともに、産業振興を支える基盤整備を図る。

③過疎化対策の推進（地域コミュニティづくり）

人口減少・少子高齢化が進む中で、自助や共助、共生・協働の理念に基づいた自立した住民自治を確立していくため、地域の課題解決に資する取組を実践する地域運営組織を設置する等、地域コミュニティの充実・強化を図る。

また、急速に進展するICTを利用し、地域住民の福祉・利便性の向上を図り、全ての世代がその恩恵を受けられるように、高齢者等の相談、支援体制を確立する。

④高齢者対策に関する取組の充実・強化

地域の拠点施設である「輝北ふれあいセンター」を活用しながら、健康づくりや交流促進を進めるほか、一人暮らしの高齢者等に対する見守り活動の充実、通所付添サポーター事業等による移動支援を行うことにより、高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちづくりに取り組む。

⑤交流促進による地域活性化

豊かな自然や輝北天球館、輝北うわば公園、輝北ダムなど、地域特有の資源を活用した観光やスポーツ交流、環境教育・学習等の推進を行い、交流人口増加や関係人口づくりを進めることにより、地域の活性化を図る。

（３）吾平地域

神代三山陵の１つである吾平山上陵に代表される由緒ある歴史あふれる空間、中岳（吾平富士）や福師岳・横尾岳の緑あふれる山々、始良川流域の清らかな水に代表される日本古来の原風景を醸し出す豊かな自然環境、南部山あいの田園地域における農山村景観、地域全体を対象とする美里あいらコミュニティ協議会など、素晴らしい魅力と資源がある。

また、基幹産業は農業で、水稻、さつまいも、かぼちゃ、肉用牛等の安全安心な農畜産物の生産・供給基地としての重要な役割を担っている。

しかしながら、過疎化、高齢化の急速な進展は、地域の素晴らしい魅力と資源、基幹産業の維持及び発展の重大な阻害要因となっているため、以下の取組により地域の持続的発展、新たな魅力の創出等を図ることとする。

①過疎化対策の推進（地域コミュニティ活動支援）

高齢化が進行する中で、地域を担う人材を育成し、生涯学習の充実、防災・防犯、福祉等のネットワーク化を実施するための地域運営組織である「美里あいらコミュニティ協議会」等が行う活動を支援し、地域が主体となった持続可能な地域づくりを目指す。

また、急速に進展するICTを利用し、地域住民の福祉・利便性の向上を図り、全ての世代がその恩恵を受けられるように、高齢者等の相談、支援体制を確立する。

②交流促進による地域活性化

地域の美しい自然や農村の景観、吾平山上陵を中心とした歴史的空間等の活用、大隅縦貫道等の整備促進によるアクセス向上を図り、地域商店街の門前町構想の実現に向けた取組、農業と観光の連携によるグリーンツーリズム等を推進するとともに、始良川を活用した事業展開による新たな観光スポットの創出、市内外の観光拠点との連携による交流人口の拡大を図る。

③農業の生産性向上や安全・安心な農畜産物の供給、６次産業化の推進

肝属中部地区畑地かんがい用水を活用した農業振興や高収益な園芸作物の生産拡大、地産地消の取組を行うとともに、地域に立地した農産物加工・流通事業者等と連携した作物の生産に加え、地域内の関係者が連携した６次産業化の推進、販路拡大による生産性の向上を図る。

また、水稻等の耕種農家と肉用牛等の畜産農家による耕畜連携を推進し、裏作飼料の畜産農家への供給、家畜排せつ物の有効利用等による循環型農業を推進する。

④企業活動の支援

企業のニーズ及び実情に応じた環境整備を促進し、事業活動を円滑に展開できるように支援するとともに、雇用創出の場づくりを推進する。

⑤移住・定住の促進

豊かな自然環境、本市中心部からのアクセス、生活環境の利便性等、ほど良い田舎と利便性が確保されている地域の特徴を情報発信するとともに、地域住民による受け皿づくり、地元企業における仕事確保などの移住者支援を行い、市外・県外からの移住・定住者の確保に努める。

（４）過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の展開

社会基盤整備（ハード事業）に加え、地域固有の課題解決に向けた柔軟な施策（ソフト事業）を講ずることによって、過疎地域の資源や特性を十分に活用した持続的な地域社会の形成を図る。

5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

①長期的展望

2015年に策定した「鹿屋市人口ビジョン」及び「第1期鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において設定した人口の将来目標「2060年に9万人程度の人口を維持する」ために、必要な政策を推進する。

②合計特殊出生率

合計特殊出生率の目標については、2018年の1.93から、2024年に2.05、2030年に2.10と段階的に引き上げ、その後、2.10を維持する。

③将来展望を実現するための戦略

雇用機会の創出、移住・定住の促進等に取り組み、就職等による転出者の減少及びUターン・Iターン者の増大を図ることで、人口移動の均衡を目指す。また、子育て世代が、安心して結婚・妊娠・出産・子育てをすることができる環境の充実に引き続き推進することで、少子化の課題に対応する。

(2) 財政力に関する目標

成果指標	現状値	目標値 (R7)
①経常収支比率	92.4%	90.0%以下
②市債残高（普通会計ベース）	40,553,250千円	40,000,000千円
③市税の徴収率	96.2%	96.83%

(3) その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

成果指標	現状値	目標値 (R7)
農業産出額	45,460,000千円	42,000,000千円
転入者数 — 転出者数（年次）	△321人	0人
合計特殊出生率	2.01人	2.05人
子育てに対する環境や支援に満足している市民の割合	65.9%	75.0%
高齢者元気度アップ事業への参加者数	1,813人	1,850人
地域支え合い活動を行っている市民団体数	179団体	250団体

6 計画の達成状況の評価に関する事項

(1) 評価時期

事業完了後の翌年度に評価を実施する。

(2) 評価手法

一部の事業において、総合戦略有識者会議等による外部評価を行い、その結果を公表している。

このように本市の取組について客観性や透明性を持たせるため、市民アンケート等を毎年度実施し、効果的かつ効率的な行政経営の推進に努めている。

今後も続く人口減少や少子高齢化を起因とした多くの政策課題に対して、ヒト・モノ・カネ等、必要な経営資源を投入していくために、PDCAサイクルによる検証及び改善に引き続き努めていく必要がある。

7 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 整合性

公共施設等の整備、維持管理等については、平成28年3月に策定した公共施設等総合管理計画の方針との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

(2) 基本方針

①保有施設の適正配置

人口減少、少子高齢化等に伴う市民ニーズを的確に捉え、施設の複合化、用途変更、統廃合等を推進することにより、保有施設の適正配置に取り組む。

また、今後、限られた予算の中で現在保有する全ての公共施設等を維持管理・更新していくことは難しい状況にあるため、施設保有量の縮減に努める。

②長寿命化の推進

適正な点検・維持管理を実施し、予防的修繕によるライフサイクルコストの縮減を図る。

③遊休施設の整理

遊休施設のうち、民間企業等が所有し利活用した方が有効と判断されるものについては、積極的に譲渡、貸付を行うこととする。また、建物の損傷が著しいなど今後の利活用が見込めないものについては、解体を基本とし整理する。

④個別施設計画の策定

公共施設等総合管理計画を具体化するため、公共建築物の再編方針及び各種インフラ施設の長寿命化計画の策定を進める。

既存の計画等については公共施設等総合管理計画との整合を図ることとし、改訂時に必要な見直しを行う。

⑤施設マネジメントの一元化

公共施設等総合管理計画の推進に当たっては、公共建築物の管理運営を一元的に行う専門部署を設置することにより、全庁的な資産状況の把握、管理計画に沿った統括的な管理、ローリング等を実施する。

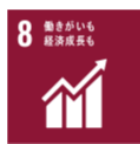
9 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年を期限とする「持続可能な開発目標」であり、17の目標から構成されている。

令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」における過疎対策の理念が「過疎地域の持続的発展（持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上）」とされていること、本市が令和2年3月に策定した「第2次鹿屋市総合計画」においても、SDGsの達成に向けた取組の推進を掲げていることを踏まえ、今回策定する「鹿屋市過疎地域持続的発展計画」においては、実施すべき施策ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGsの推進を図ることとする。



第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



1 現況と問題点

(1) 移住・定住

本市は、温暖な気候や豊かな自然環境に恵まれ、また、官公署、商業施設等が集積する大隅地域の拠点として中心的な都市機能を有しているが、少子化や若年層の市外への進学・就職に伴う人口流出により、地域づくりを担う人材不足による地域活力の衰退が懸念されている。

一方では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、全国的に生活様式の変化や働き方改革が進み、デジタル技術の急速な浸透によるテレワーク体制の環境整備等により、地方への移住ニーズが高まっている。

移住希望者に対する総合的な情報提供や受入体制の整備、住みよい環境を整え、将来にわたり活力ある地域を維持するために、交流・関係人口の増加を図り、移住・定住の推進に向けた取組が必要となっている。

(2) 地域間交流

本市では、恵まれた自然や観光資源、地域特性を生かした様々な交流拠点施設が整備されてきた。その中で、イベント、観光農園等を活用した都市部との交流を促進し、リピーターの確保に努めている。

また、県外のふるさと会との交流をはじめ、ふるさと納税や全国の中高生が本市の課題の解決策を考える事業（かのや100チャレ事業）等をきっかけにした関係性を構築し、さらには、東京2020オリンピック・パラリンピック大会におけるホストタウンとしてのタイ王国との国際交流に取り組むなど、本市の関係者や関係機関・団体等との連携・協力により国内外の交流を推進している。

今後は、交流拠点施設間のネットワークを形成するとともに、地域全体で本市の特性を生かした幅広い交流活動やイベントの広域的展開を図り、交流人口・関係人口の拡充を図る必要がある。また、本市に住む外国人は増加していることから、多文化共生社会の実現に向けた取組や、タイ王国との継続した交流をはじめとした異文化交流事業等、多様な地域間交流の推進に取り組む必要がある。

(3) 人材育成

本市では、少子高齢化の進行による人口減少等により、地域の産業を支える担い手の不足等の課題が生じている。本市が今後も持続的に発展していくためには、次代を担う人材の確保・育成が特に重要であることから、様々な分野において人材及び団体の育成が必要である。

2 その対策

(1) 移住・定住

- 首都圏等での移住相談会への参加、オンラインでの相談会の実施、各種PR活動等による移住促進を図る。
- SNS等を活用した本市の魅力発信により関係人口の創出、かのやのファンづくりにつなげる。
- 各種支援事業の実施により移住・定住の促進につなげ、地域の活力維持を図る。

(2) 地域間交流

- 本市が有する交流拠点施設をネットワーク化し、地域の文化、情報の発信、イベントの開催等による地域間交流を促進する。
- 地域資源を生かしたグリーンツーリズム、観光農園、農林漁業体験等により、都市部と農村の交流を進める。
- 県外のふるさと会等の活動を支援することにより、交流人口や関係人口の拡大を図る。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック大会後においても、タイ王国等との国際交流を通じて、国際感覚を持つ人材の育成や交流人口の拡大など、異文化交流・多文化共生事業を通じた地域の活性化を図る。
- 地域間交流を行う市民団体等と連携して、本市の地域資源を活用した交流事業を展開し、魅力あるまちづくりを進める。

(3) 人材育成

- 住民自治組織である町内会活動の活性化と地域活動への住民の理解と参加、情報の共有化を図りながら、多様なまちづくりの担い手の確保及び育成を促進する。
- 農業、経済、教育をはじめとする様々な分野において、担い手となる人材、団体の育成に努める。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 移住・定住	【定住促進事業】 首都圏等に向けた効率的・効果的なPRや 移住情報を発信する。空き家等バンク制度に よる住宅情報を提供するとともに、住宅の改 修、引っ越し等に係る経費助成を行う。	市	
		【企業誘致・サポート推進事業】 本市への新たな企業進出に向けた取組、既 存立地企業の本市への定着に向けた取組、首 都圏等の副業人材を活用した市内事業者の 課題解決、成長戦略等の実現を支援する。	市	
		【サテライトオフィス誘致促進事業】 サテライトオフィス誘致促進、設置事業者 への支援を実施する。	市	
		【かのや食・農商社推進事業】 地域農産物等の販路開拓支援、輸出促進、 地域6次産業化による高付加価値化、起業・ 創業を支援する。	市	
		【かのやアグリ起業ファーム事業】 関係機関と一体となって新規就農者の計 画的な確保・育成を図る。 新規就農者に対しての生活資金の助成を 実施する。	市	
		【畜産担い手定着促進事業】 市内畜産農家での飼養管理等の研修、鹿屋 市農業未来バンクを通じて購入・賃貸した農 業用施設の修繕等に係る経費助成を行う。	市	
		【地元就職支援事業】 新規学卒者及びUIターン希望者の地元 企業への就職率を高める取組並びに人手不 足に困窮する地元企業を支援する。	市	
		【ふるさとPR促進事業】 ふるさと納税制度による本市の特産品等 の情報発信、ふるさと会との連携等を行う。 鹿屋市シティセールス指針に基づく本市 の認知度向上につながる取組を実施する。	市	
	地域間交流			

4 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る公共施設等の整備・維持管理につ
いては、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を
適切に実施する。

第3章 産業の振興



1 現況と問題点

(1) 農業

本市は、第1次産業を基幹産業としており、温暖な気候、広大な農地等、恵まれた環境を生かしたさつまいも、茶、園芸作物等の栽培をはじめ、養豚、肉用牛等の畜産など、国内有数の食料供給基地を形成している。

これまでも、農業基盤の整備、農業・農村の体質を強化するとともに、農業者自らの創意工夫、自主的努力のもとに収益性の高い農業を推進し、構造政策、生産対策、農村整備対策、農村の就業改善対策等、各般にわたる施策を総合的かつ計画的に実施してきたが、TPP協定等による国際化の進展、担い手の減少・高齢化等、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、平成27年の農家戸数は平成22年と比較し、22.6%減少している。

畜産については、肉用牛・養豚等、鹿屋・串良地域を中心に、国内有数の一大畜産基地を形成しているが、全ての畜種において、農家の高齢化、後継者・労働力不足により、農家数の減少、高度な飼養管理技術の継承等が喫緊の課題であり、今後は中核的農家の育成や高齢農家の経営維持等の支援体制の充実が急務である。また、国内では、豚熱や高原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が継続的に発生しており、畜産基盤の安定と更なる畜産振興を図るために地域一体となり防疫対策を行う必要がある。

過疎地域における農家戸数は、平成22年に1,562戸であったが、平成27年には1,236戸と20.8%減少しており、農業者の高齢化及び人口減少による後継者不足が問題となっている。また、農村の過疎化及び高齢化に伴う耕作放棄地の増加並びに狩猟者の減少が一因となり、有害鳥獣による農作物被害も増加傾向にある。

このようなことから、国内外の厳しい環境変化と闘える足腰の強い農業経営の確立による地域雇用と所得の増大、農村社会の活性化による農業・農村の持つ多面的機能の発揮に向けた、更なる取組を進める必要がある。

(表 8) ■過疎地域の専兼業別農家戸数・就業人口

区 分			平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数 (戸)	農家戸数		2, 247	2, 071	1, 924	1, 783	1, 562	1, 236
	専業		708	685	540	599	607	464
	兼業	第 1 種兼業	547	394	227	203	99	80
		第 2 種兼業	992	992	580	368	305	193
	非農家戸数		2, 243	2, 484	2, 698	2, 798	2, 857	2, 968
	計		4, 490	4, 555	4, 622	4, 581	4, 419	4, 204
就業人口 (人)	第 1 次産業		2, 401	2, 036	1, 668	1, 668	1, 349	1, 154
		うち農業人口	2, 351	1, 980	1, 644	1, 633	1, 315	1, 120
	第 2 次産業		1, 749	1, 807	1, 738	1, 417	1, 085	1, 023
	第 3 次産業		2, 222	2, 374	2, 481	2, 617	2, 466	2, 421
	計		6, 372	6, 217	5, 887	5, 702	4, 900	4, 598
	就業人口に対する農業割合		36. 9%	31. 8%	27. 9%	28. 6%	26. 8%	24. 4%

資料：農家戸数は農林業センサス、就業人口は国勢調査

(2) 林業

本市の森林区域は、市域面積の約 5 割を占めており、そのうち 31. 4% が国有林、68. 6% が民有林となっている。

近年、バイオマス発電施設の稼働、海外輸出等、木材需要は増加しているが、就業者の減少、森林所有者の高齢化等、林業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況である。また、戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎えており、これを活用して、森林整備から森林産業へと循環させることが急務となっている。

その中でも、過疎地域の総森林面積は、9, 736ha で、そのうち民有林が 7, 616ha (78. 2%) となっている。人工林面積は民有林の 59. 8% (4, 554ha) を占めている。

このような中、林業経営の安定及び森林の持つ多面的機能を維持するためにも林業の振興は必要であり、主伐期に達した森林の伐採後の確実な更新、更には森林の育成段階に応じた適切な保育・間伐等の林業施策を推進するとともに、たけのこ、枝物等を中心とした特用林産物の生産を促進していくことが重要な課題である。

(3) 商工業

本市は、鹿屋地域を核とする商業圏域を形成しているが、中心市街地の空洞化が進行しており、商業機能の低下が生じている。また、旧 3 町の中心部にある商業地は、食料品、日用生活品を中心とする商業機能を担っているものの、空き店舗が目立つ状況にある。

工業においては、鹿屋地区南東部及び吾平地区に食品、電子・自動車部品、金型製造等の企業が多く立地している。しかしながら、工業団地等については空き用地が無いことから、戦略的に企業誘致を進めるために、新たな工業団地等を整備し、雇用の場の拡大及び市民所得の向上を図る必要がある。

また、新しい働き方、デジタル化・データ活用によるデジタル・トランスフォーメーションが進展する中で、企業を取り巻く環境は大きく変化していることから、本市においてもこれらに取り組む事業者の拡大及び支援の充実が必要である。

産業振興については、本市の基幹産業である第 1 次産業に関連する業態が多く、第 1 次産業の発展が地域経済全体の発展につながると考えられること、東九州自動車道・大

隅縦貫道の一部開通、県大隅加工技術研究センターの開設等、地域産業を支えるインフラ整備が進んでいることから、食品加工業、物流事業等の食品関連産業の誘致、6次産業化に向けた取組が必要である。

(4) 観光

本市は、豊かな自然や歴史・文化を生かした観光施設が多く存在するものの、空港、鉄道からの二次交通の利便性が悪いこと、拠点間の交通アクセス整備が遅れていること等から、観光客の増加につなげていない。

一方、東九州自動車道の開通区間の拡大、市内における宿泊施設の新規開業等、観光客の受入環境が改善されつつある。またインバウンドの増加により、体験型観光や地域の特色ある「食」など多様化するニーズに対応できる観光資源の整備、既存の観光施設等の魅力向上に加え、効果的な情報発信を行う必要がある。

(表9) ■主な観光資源

区分	主なスポット
自然	輝北うわば公園、大隅湖、鳴之尾牧場、かのやばら園、浜田海水浴場、高須海水浴場、吾平自然公園、輝北天球館、輝北ダム
体験	ユクサおおすみ海の学校、黒羽子観光農園
登山・トレッキング	高隈山、中岳・神野溪谷
パワースポット	吾平山上陵、菅原神社（荒平天神）
歴史	鹿屋航空基地史料館、地下壕第一電信室、川東掩体壕、花岡島津氏歴代墓地、串良歴史民俗資料館、鹿屋市鉄道記念館、観音淵中世古石塔群、輝北歴史民俗資料館
イベント	かのやばら祭り、エアーメモリアルinかのや、かのや夏まつり
食・特産	鹿屋市観光物産総合センター、観光物産情報センター（リナシティかのや）

2 その対策

(1) 農業

■国内外の厳しい環境変化と闘える足腰の強い農業経営の確立と農村社会の活性化

- 食品流通の川中・川下の要望への対応力・提案力の向上
- 農業の担い手や食品加工企業の育成・支援
- 農業生産を維持するための基盤の整備・確保
- スマート農業による省力化・高品質生産の実現
- 循環型農業の構築・発信
- 地域住民の参加による農業・農村の多面的機能の発揮
- 地域外との交流による農村社会の活性化

- 市民に愛され、大切にされる農業の仕組みづくり
- 地域ぐるみの有害鳥獣や家畜防疫対策
- 農業・農村の未来を支える人づくり

■中核的農家の規模拡大や高齢農家の経営維持による生産牛飼養頭数の維持

- 粗飼料生産受託の推進、ヘルパー制度の充実等

■優良繁殖雌牛の確保

- 対象牛の定期的な更新、国の事業活用、繁殖雌牛の改良増進と「畜産のまちかのや」の銘柄確立

■子牛生産から肥育までの地域内・経営内一貫体制の構築

- 経営内一貫体制の拡充、早期出荷の子牛づくり、市場ニーズに見合う優良な子牛育成

■畜産の担い手・後継者・女性経営者の育成

- 畜産経営者の交流促進、空き畜舎の活用等

■その他畜産対策

- 鳴之尾牧場の活用による乳用牛の育成、耕作放棄地を活用した放牧の推進

(2) 林業

■生産基盤の整備と森林資源の造成及び活用

- 林業関係者が連携し、協働で施業の集約化や路網整備、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及・定着化等、持続的な林業経営の確立に向けた取組を推進する。また、林業労働者の労働条件改善を図り、優れた労働力の確保に努める。造林・間伐・保育は引き続き実施し、特用林産物の生産拡大を図るとともに、森林資源の有効活用を図る。

(3) 商工業

■新たな産業の創造と雇用の創出

- 相談・支援体制の強化、県大隅加工技術研究センター等の関連機関との連携を進め、鹿屋の豊かな食資源を生かし、6次産業化による地域産業の活性化を図る。
- 地域の可能性を最大限に生かしながら、情報サービス業、環境保全型産業、観光産業、福祉産業等の育成を図るとともに、受け皿となる基盤整備を推進する。また、企業間交流の支援等により、生産活動の活性化を促進する。
- 女性と男性が対等なパートナーとして参画していくために、女性の就業条件の整備を推進する。

- 若年層が魅力を感じる雇用の場の創出、安心して働ける就業環境の整備等を促進し、若年層の定住促進を図る。また、高齢者や障がい者が生き生きと働くことができる環境づくりを進めるため、シルバー人材センターの活用や、雇用アドバイザー制度の導入を検討する。

■工業の振興と企業立地の促進

- 東九州自動車道等の整備が進み、物流に係る時間及びコストの削減が期待される中、基幹産業である第1次産業を生かした食品加工業、物流事業等の食品関連産業のほか、情報サービス業、サテライトオフィスの誘致等、新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、筆記用具等製造業、金属用・非金属用金型製造業、自動車用電気機械器具製造業等の既存立地企業の工場増設、生産設備強化等に対する支援を行う。また、円滑な企業立地の促進を図るため、新たな工業団地等の整備を行っていく。

■商業の振興

- 各地域の商業地においては、集客環境の整備等を進め、商業機能の振興を図る。
- 商業経営の効率化を促進するため、ICTを活用した経営者相互のネットワークの形成、販売の促進、新たな事業展開への支援、商工会等の組織の強化等を促進する。また、高齢者に対応したサービスの展開、ソフト事業等の導入等への支援を検討する。

(4) 観光

■地域資源を生かした観光の推進

- 観光物産フェア等の実施、SNSの活用等により情報発信を強化し、本市の認知度向上及び外国人を含む県内外からの観光客の増加を図る。
- 霧島ヶ丘公園、かのやばら園の魅力向上及び市の花である「ばら」を生かしたPR活動に取り組み、「ばらのまちかのや」づくりを推進する。
- 観光施設の通信環境の整備、多言語化、設備の充実等に取り組み、観光地としての魅力向上を図る。
- 体験プログラム及び周遊ルートの開発に取り組み、農林漁業や戦争遺跡等、特色ある地域資源を活用した誘客を図る。
- ふるさと会、ふるさと納税寄付者等、市と多様に関わる人（関係人口）の増加を図る。
- 近隣市町、民間事業者等との連携を強化し、広域的な観光振興を図る。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	【畑地帯総合整備事業（担い手支援型） 吾平南西部2期地区】 畑かん施設99.3ha	県	
		【中山間地域総合整備事業（浦谷地区）】 区画整理47.6ha	県	
		【畑地帯総合整備事業（担い手支援型） 第一吾平東部地区】 区画整理62.0ha	県	
		【畑地帯総合整備事業（担い手育成型） 第二吾平東部地区】 畑かん施設128.2ha	県	
		【畑地帯総合整備事業（担い手育成型） 吾平北部地区】 区画整理77.0ha	県	
	(4) 地場産業 の振興 加工施設	【かのや産チーズ等作り事業】	市	
	(9) 観光又は レクリエーシ ョン	【湯遊ランドあいら施設整備事業】	市	
		【輝北天球館施設整備事業】	市	
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	【水稻航空防除事業（輝北地区）】 一斉航空防除を実施することにより、経 費及び労力の軽減を図るとともに、防除効 果を高め、良質な水稻を生産することによ り農家所得の向上に資する。	協議会	
		【水稻航空防除事業（吾平地区）】 一斉航空防除を実施することにより、経 費及び労力の軽減を図るとともに、防除効 果を高め、良質な早期水稻を生産すること により農家所得の向上に資する。	協議会	
		【有害鳥獣被害対策事業（輝北地区）】 鳥獣被害を受ける農地へ電気柵等を設 置し、農作物への被害を軽減し、農作物の 収量の増及び品質の安定化を図る。	市 協議会	
		【有害鳥獣被害対策事業（吾平地区）】 鳥獣被害を受ける農地へ電気柵等を設 置し、農作物への被害を軽減し、農作物の 収量の増及び品質の安定化を図る。	市 協議会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	【海外悪性伝染病対策事業】 海外悪性家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等）は、近隣諸国を中心に続発し、侵入のリスクが危惧されることから、万一の発生に備えた防疫に必要な資材等の整備、農家への啓発、近隣市町等で構成する防疫対策協議会による情報の共有を行い、防疫対策の強化を図る。	市	
	第1次産業	【鹿屋市優良繁殖雌牛改良促進事業 (吾平、輝北地区)】 優良な肉用繁殖雌牛（母牛）の確保を図る。	市	
		【担い手育成確保対策事業（輝北地区）】 (鹿屋市農業公社管理経費) 本市の基幹産業である農業を発展させていくため、次代を担う効率的・安定的な新たな農業者の育成確保を図る。	市	
		【中山間地域等直接支払交付金事業 (輝北地区)】 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保する。	協定集落	
		【中山間地域等直接支払交付金事業 (吾平地区)】 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保する。	協定集落	
		【多面的機能支払交付金事業】 農地、水路等の資源の基礎的な保全管理活動（農地維持）、生物多様性保全、景観形成等の農村環境の保全のための活動（共同活動）を支援する。	協定地区	
		【鹿屋市吾平町指定野菜価格安定基金事業】 指定野菜の生産拡大及び銘柄確立を図るため、鹿屋市、肝付吾平町農協、指定野菜生産農家が共同して基金を造成し、生産費補償による経営安定を図る。	基金協会	
	商工業・6次 産業化	【商店街活性化推進事業】 商店街等がイベント等を実施することで、商店街への集客及び組織活動の強化を図り、住民ニーズに沿った魅力ある商店街の整備及び商店街の活性化に資する。	商工会	
		【小規模指導事業】 小規模事業者への経営指導により、地域全体の商工業振興、活性化を図る。	商工会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(11) その他	【基幹水利施設管理事業（曾於南部地区）】	市	
		【耕作放棄地活用事業（肉用牛）】	市	
		【活動火山周辺地域防災営農対策事業 （輝北地区）】 飼料作物収穫調整用等機械一式	生産組合	
		【活動火山周辺地域防災営農対策事業 （吾平地区）】 飼料作物収穫調整用等機械一式	生産組合	

4 産業振興促進事項

（１）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
輝北地区及び吾平地区	製造業、情報サービス業等、農 林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日 ～令和８年３月31日

（２）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記２及び３のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

本市の産業を下支えする主要な施設は、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図っていく。

また、利用者が主として地域内の住民に限られているものは、地元町内会、加工グループ等への譲渡を検討するとともに、民間による管理を行うことで、より効果的かつ効率的な運用が期待できる施設は、積極的な民間譲渡を行う。当初の設置目的に応じた利用がない施設、隣接する施設で重複した事業等を行っているものについては、廃止、統合等を検討する。

レクリエーション施設・観光施設は、施設の設置目的、特性、業務の内容、利用状況等を勘案し、施設の複合化、統廃合、民間譲渡等を検討する。

公園施設は、「都市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用のコスト縮減及び平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全管理の下で、長寿命化等に取り組む。同様に都市公園以外の市立公園等についても、今後、公園施設長寿命化計画を策定する必要がある。

また、公園の位置、機能、管理運営費等を考慮し、主に地域住民が利用している小規模な公園については、地元町内会等への譲渡を検討する。

第4章 地域における情報化



1 現況と問題点

本市においては、第2次鹿屋市総合計画の基本目標の1つである「未来につながる住みよいまち」の実現のために、市民への情報提供の充実、高度情報通信基盤の整備等による市民生活の向上を図るとともに、本市の業務の効率化・高度化による市民サービスの向上を目指すことを目的に令和元年度から取り組んでいる鹿屋市情報化計画の中から、ICTの利活用に特化した鹿屋市役所スマート化計画を策定した。また、国においても「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、自治体の情報システムの標準化・共通化等、デジタル社会構築に向けた自治体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）※1推進を目的とした「自治体DX推進計画」が策定され、マイナンバーカードの普及促進や、自治体の行政手続のオンライン化、自治体のAI・RPAの利用促進が重点取組事項としてあげられている。

※1 DX(デジタル・トランスフォーメーション)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

2 その対策

■全ての世代でのICT利活用の能力育成と支援

急速にICTの高度化が進むと、高齢者等のいわゆる情報弱者に対する情報格差（デジタル・ディバイド）が広がることも懸念される。全ての世代でのICTの利活用のために、ICT利活用の能力育成を行うとともに、利活用の支援を行っていく。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他	【地域公共ネットワーク推進事業】 本庁、総合支所、学校等、市内98公共施設を結ぶネットワーク設備の維持管理を行う。	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

地域での情報化に対応する環境整備を進めるとともに、公共施設の適切かつ効果的な管理を行うことにより、本市過疎地域の持続的発展に努める。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保



1 現況と問題点

(1) 交通基盤

本市には、東九州自動車道、大隅縦貫道をはじめ、国道504号、国道269号が南北に縦断し、国道220号が東西に横断する形で骨格をなし、それを県道等が補完するネットワークが形成されている。しかしながら、地域によっては路線の拡幅、線形改良の必要があり、さらに地域経済の浮揚のため、空港へのアクセス道路、大隅縦貫道等の主要幹線道の整備促進が一層望まれている。

市道は1,600余りの路線が網羅されており、そのほとんどが舗装化されているが、幅員が狭く危険な箇所も多いため、今後の改良事業も相当残されている。

(2) 交通手段の確保

本市は国鉄大隅線が昭和62年に廃止となって以来、主要な公共交通機関は路線バスであり、日常生活の交通手段として利用されている。また、鹿児島中央駅、鹿児島空港へは中心市街地から直行バスが運行されている。

路線バスの運行は、都市部に比べ本数が少なく利便性が低いこと、自家用車の普及等により利用者が減少している。

また、高齢者、児童生徒等の交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバスを市内4地域で、予約型乗り合いタクシーを1地域で導入している。今後、より一層の公共交通機関の利便性の向上及び利用促進に向けた取組が必要である。

2 その対策

(1) 交通基盤

■交通網の整備

- 東九州自動車道の全線開通に向けた取組を強力に推進するとともに、インターチェンジ周辺、アクセス道路等の整備を進める。また、鹿児島空港へのアクセス道路であり、地域の生活路線でもある国道504号をはじめ、市内外との交流を支える国道269号、国道220号、東九州自動車道と連結する大隅縦貫道、そのほか主要地方道等の改良・整備を促進する。

■その他の主要事業

- 大隅地域の観光拠点である、かのやばら園、鹿屋航空基地史料館、輝北うわば公園、吾平山上陵、県立大隅広域公園等の各観光施設へ周遊できるアクセス道路、地域住民の生活、生産活動の基盤となる重要な路線、主要道路に架かる橋梁等の整備等を推進する。また、農道については、農産物の流通上不可欠な幹線に重点を置き、整備を進める。

(2) 交通手段の確保

■交通サービスの改善

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域の関係者と連携しながら、輸送資源の総動員による移動手段の確保、従来の公共交通サービスの改善等、実情に即した公共交通サービスの形成・再構築に努める。
- 路線バスと各地域のコミュニティ交通との接続調整を図り、利便性の向上に努める。
- かのやばら園、鹿屋航空基地史料館、輝北うわば公園、吾平山上陵、県立大隅広域公園等の観光スポットを周遊する公共交通網の整備を進める。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	【益田線改良事業】 L=25m、W=4.0m	市	
	(2)農道	【梅ヶ渡地区農道16号線舗装新設工事】 L=400m、W=3.0m	市	
		【梅ヶ渡地区農道29号線舗装新設工事】 L=135m、W=3.0m	市	
		【梅ヶ渡地区農道31号線舗装新設工事】 L=235m、W=3.0m	市	
		【堂簗地区農道17-3号線舗装新設工事】 L=660m、W=3.0m	市	
		【堂簗地区農道18-4号線舗装新設工事】 L=1,350m、W=3.5m	市	
		【吾平東9・10号線舗装新設工事】 L=470m、W=3.5m	市	
		【吾平東29号線舗装新設工事】 L=190m、W=4.0m	市	
		【吾平東34号線舗装新設工事】 L=205m、W=4.0m	市	
		【吾平東48号線舗装新設工事】 L=350m、W=4.0m	市	
		【小原田深田7号線舗装新設工事】 L=400m、W=4.0m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	(3) 林道	【林道ツイデ平線舗装新設工事】 L=1,476m、W=4.0m	市	
	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 公共交通	【総合交通対策事業】 地域住民の通勤・通学等、日常生活におけ る移動手段を確保するため、路線バスのサー ビスが不十分な地域にコミュニティバス、予 約型乗り合いタクシー等を運行する。また、 「鹿屋市地域公共交通計画」を策定し、公共 交通の利用促進を図るとともに地域特性に 応じた移動手段の導入について検討する。	市	
	その他	【市道環境整備事業】 除草伐採により、車、歩行者の安全を確保 するとともに、道路及び生活環境の整備を図 る。	市	
	(10) その他	【県営道路整備事業負担金吾平東西線】	県	

4 公共施設等総合管理計画との整合

道路整備は、財政状況、緊急性、重要性等を総合的に勘案し行う。また、日常的な維持管理としてパトロールを実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減のため、予防保全型の取組を行い、利用者の安全確保に努める。

橋梁は、「鹿屋市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検により健全度と損傷の早期把握を行うとともに、日常的な維持管理としてパトロール、清掃等の実施を徹底する。また、維持管理は、ライフサイクルコストの縮減のため、予防保全型の取組を行い、利用者の安全確保に努める。

その他のインフラとして、農道・林道・トンネル等がある。これらのインフラについても、定期的な点検・診断を実施するとともに、予防保全型の維持管理を行っていく。また、修繕・更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの縮減を図っていく。

第6章 生活環境の整備



1 現況と問題点

(1) ごみ処理

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、市民の生活が豊かになる一方で、最終処分場の逼迫、ダイオキシン類の発生、不法投棄等、様々な問題を起こしてきた。

このため、生活スタイルの見直し、リサイクルの推進により、天然資源の消費抑制、環境への負荷が低減される循環型社会の構築が必要である。

本市では、これまで循環型社会の構築に向けて、4R運動（リフューズ：断る、リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）を継続的に実施してきたが、本市におけるごみの総排出量は、平成21年度以降、増加傾向にあり、資源化率も減少傾向となっている。

これは、肝属地区清掃センターの稼働に合わせた分別方法の見直し、核家族化による世帯数の増加等が要因として考えられる。

これまで、ごみの発生・排出削減に関しては市民、事業者への広報・周知活動等により一定の効果があったが、ごみの発生を抑制し、さらなる循環型社会の構築を目指すためには、市民、事業者が、ごみ減量の意識を常に持って行動し廃棄物の排出をできるだけ抑制するとともに、廃棄物となったものについては、不適正処理を防止し、再使用、再生利用に取り組むことが必要である。

また、廃棄物の処理・処分ルート整備が進むことで、大部分の廃棄物が適正に処理・処分される一方、廃棄物の不法投棄も市内一円で発生しており、自然環境のみならず市民の生活環境に対しても大きな影響を及ぼすことから、今後も引き続きパトロール等の不法投棄対策を継続していくことが重要である。

(2) 下水道

生活様式の多様化に伴い、家庭からの生活排水が未処理のまま公共用水域に放流され汚濁源となっている。この水質汚濁を防止するためには、計画的な生活排水対策を行う必要がある。

本市では、下水道事業（公共下水道事業・農業集落排水事業）による生活排水対策を実施している。

公共下水道事業は、昭和56年から旧鹿屋市の市街地を段階的に整備している。

農業集落排水事業は、平成4年から輝北町百引地区にて整備を行い、平成8年に整備を完了している。

下水道事業については、整備計画に基づいた未整備地区の拡張工事を進めているが、経営面では一般会計からの繰入金に依存している状況である。

今後も公共水域の環境改善を推進するため、将来にわたって安定的な事業を継続していく必要があり、未整備及び老朽化した下水道施設の整備・更新を進めるとともに、財政健全化の取組が求められており、令和2年度に「水洗化の促進」、「下水道施設の老朽化対策」、「下水道財政の健全化」を基本方針とした「鹿屋市下水道事業経営戦略」を策定した。

「鹿屋市下水道事業経営戦略」（令和3年度～12年度）

○投資についての目標

- ・面整備については、年間1.5億円程度で平準化を図りながら整備を進める。
- ・污水管路、処理場については、ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕・長寿命化を講じる。
- ・雨水管渠については、鹿屋市総合雨水排水対策事業計画（2期計画）に基づき整備する。

○財源についての目標

- ・経費回収率100%を目指す。
- ・一般会計からの繰入金の適正化（基準外繰入金の解消）に取り組む。

（表10） ■汚水処理人口普及状況

（単位：人，％）

年	行政人口	汚水処理人口	人口普及率	公共下水道		農業集落排水		合併浄化槽	
				処理人口	整備率	処理人口	整備率	処理人口	整備率
平成28年	103,665	72,102	69.6	17,896	17.3	801	0.8	53,405	51.5
平成29年	103,088	73,676	71.5	17,967	17.4	805	0.8	54,904	53.3
平成30年	102,393	75,329	73.6	18,076	17.7	812	0.8	56,441	55.1
令和元年	101,722	76,607	75.3	18,220	17.9	794	0.8	57,593	56.6
令和2年	101,176	77,279	76.4	18,380	18.2	774	0.8	58,125	57.4

（３）消防及び防災

常備消防については、大隅肝属地区消防組合に加入し、鹿屋、輝北、串良及び吾平地域を管轄している。

消防団は、47分団、団員数918人(定数1,055人)で組織され、火災、風水害等の災害への初期対応、拡大の防止に努め、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民が安心して暮らせるように体制を整えているが、当市の過疎地域においては、団員の高齢化が進み、若年層の新入団員確保に苦慮している状況であることを踏まえ、平成27年度から女性消防団員の25人の加入促進も重要目標として取り組み、現在29人が入団している。（令和3年4月現在）

また、平成27年8月から、消防団サポート制度の運用を開始し、市全体で消防団を応援（サポート）することで、団員の確保、地域の活性化、更には地域防災力の向上を図っている。

消防ポンプ自動車等の消防資機材については、63台の車両を保持し、更新年数の20年を越えている車両等について計画的な更新を行っている。また、消火栓等の消防水利については、年次的な更新、整備を図り、消防力の充実強化を目指し、整備する必要がある。

(表11) ■消防ポンプ自動車等配備経過年数状況（令和3年4月現在）

(単位：台)

方面隊名	16年以上	15年～11年	10年～6年	5年未満	総 計
南 部	3	0	3	3	9
中 部	3	0	4	2	9
西 部	1	1	2	7	11
吾 平	1	3	2	0	6
輝 北	3	4	3	0	10
串 良	3	0	1	4	8
本部車	5	1	1	3	10
総 計	19	9	16	19	63

(表12) ■消防力指針による水利状況（令和3年4月現在）

(単位：基)

項 目	鹿 屋	吾 平	輝 北	串 良	総 計
消火栓	482	116	29	77	704
防火水槽	60	40	128	91	319
その他水利	4	5	7	9	25
合計	546	161	164	177	1,048
基準数	856	222	247	350	1,675
不足数	310	61	83	173	627
整備率	63.8%	72.5%	66.4%	50.6%	62.6%

※防火水槽は「消防力の基準」に基づく40㎡以上を計上

(4) 市営住宅

本市における市営住宅は、公営住宅が1,970戸、一般住宅が113戸、特定公共賃貸住宅43戸が管理されている。（令和3年4月現在）

過疎地域においては、公営住宅が338戸、一般住宅が112戸、特定公共賃貸住宅が30戸が管理されているが、従来からの木造2階建て住宅については経年劣化に伴う修繕等の増大も予想される。

2 その対策

(1) ごみ処理

■ごみ減量・リサイクルの推進

- ごみの減量・リサイクルの推進を図るため、市民のごみ減量・リサイクルに対する意識の向上が欠かせないことから、今後も、4R運動を推進する。

- ごみ分別出前講座の開催や、オリジナルちらし等の発行により、市民や事業者への周知啓発に努める。
- 特に、生ごみについては、自家処理による堆肥化や3キリプロジェクト（料理の「食べキリ」、食材の「使いキリ」、生ごみの「水キリ」）、宴会時の食べ残しを減らす3010運動の推進により減量を図る。
- 紙ごみについては、資源物になり得る紙と資源物にならない紙との分別を強化し、紙の資源化を徹底することにより減量化を図る。

■不法投棄防止対策

- 家庭ごみ、粗大ごみ、家電製品等の廃棄物の不法投棄の未然防止に向けて、関係機関との連携を図るとともに、市民への周知啓発の徹底と不法投棄パトロール等の監視活動の強化を図る。

（２）下水道

■農業集落排水施設の維持管理

- 百引地区環境センターは、平成8年の供用開始以来、既に20年以上を経過し、多様な経年劣化が生じているため、国の交付金事業を活用し、平成29年度から令和元年度までの3年間で修繕と更新による施設の長寿命化を図った。今後は、緊急修繕、自然災害等に備えながら適正な維持管理に努める。

■合併浄化槽の普及促進

- 公共下水道及び農業集落排水の処理区域以外については、今後も補助制度を継続し合併浄化槽への転換を促進する。

（３）消防及び防災

■防災体制の充実

- 災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、鹿屋市地域防災計画に基づき、自主防災組織の活性化、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所等の掌握・点検・住民への周知の徹底、FMかのや、防災行政地域情報伝達システム等を活用した緊急情報伝達体制の確立等により、防災体制の強化を図る。
- 地域の消防・防災活動を支える体制強化及び機能の充実を図るとともに、より迅速で効率的な消火活動を可能とするため、機能性の高い消防自動車への更新を図る。また、火災発生時の被害を最小限に軽減するため消防水利施設の整備を行い、消防水利不足地域の解消を図る。

(4) 市営住宅

■良質な宅地や住宅の供給

- 経年劣化した公営住宅の改善を図るため、計画的な修繕工事等を実施し、快適な住環境の整備を推進する。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の 整備	(3) 廃棄物処理 施設 し尿処理施設	【曾於北部衛生処理組合負担金 (輝北町域分)】	曾於北部衛 生処理組合	
	(5) 消防施設	【消防水利事業】	市	
		【消防自動車購入事業】	市	
	(6) 公営住宅 (一般住宅)	【住宅維持修繕事業】	市	
	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 環境	【資源物再商品化等委託事業】 資源物、使用済小型家電のリサイクルを 図る。	市	
		【ごみ・資源物収集委託事業】 市内で排出されるごみ、資源物を回収 し、ごみの適正処理に努める。	市	
		【ごみステーション整備助成事業】 ごみ収集における安全性及び効率性を 確保するため、ごみステーションを管理す る町内会に対して、ごみステーションの原 材料を支給し整備を行う。	町内会	
		【不法投棄防止対策事業】 市内全域で頻発する不法投棄、ポイ捨て の未然防止のための意識啓発と不法投棄 させない環境づくりを推進するとともに、 監視体制の強化を図る。	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 下水道

下水道施設については、管渠等の定期的な点検・診断、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施することにより、ライフサイクルコストの縮減を図っていくこととし、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を行う。

また、今後の維持費用にかかる財源確保の観点から、使用料金の在り方について検討し、必要に応じて見直しを行う。

（２）消防施設

消防施設については、日常的な点検等により劣化、損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図る。

（３）市営住宅

市営住宅は、「鹿屋市営住宅長寿命化計画」に基づき、建替え、用途廃止、個別改善、維持管理に大別して整理する方針を定めている。

建替えについては、近隣にある老朽化した小規模団地との集約建替えを基本とし、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図ることができる市営住宅については、定期的な点検を行い、建物の老朽を未然に防ぐための個別改善、維持管理等を行う。

また、施設の老朽化、利用状況等を踏まえ、今後、利活用が見込めないものは民間住宅の供給状況を考慮しながら、廃止を検討する。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



1 現況と問題点

(1) 子育て

児童福祉に関しては、核家族化及びひとり親の増加が顕著であり、地域連帯意識の希薄化、児童虐待等が問題となっている。また、子どもの数は減少傾向にあり、地域を挙げて社会全体での子ども・子育て支援や、保育所等の教育・保育施設の果たす役割は大きくなっている。

このため、子どもの発達段階に応じた適切な子育て支援サービスを充実させるとともに、仕事と子育てが両立できる働きやすい職場環境づくりの推進、子育ての不安感及び負担感を解消し、子どもが健やかに育つ環境を整備する必要がある。また、市と関係機関が連携し、児童虐待防止対策等に関する機能を充実させることが求められている。

(2) 高齢者

高齢者福祉に関しては、住民基本台帳を基にした登録人口によると、過疎地域における高齢化率は、令和3年5月末時点で41.0%となっており、市全域における高齢化率29.9%を大きく上回っており、さらに、年々増加している一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等への対応が大きな課題となっている。

このような中で、福祉施設等を拠点とし、高齢者を対象とする各種健康診査や健康教室、健康相談等の取組を行っている。また、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるための、訪問給食サービス等の高齢者福祉サービス、介護が必要な方を対象とした介護保険サービス等を実施している。

また、輝北地区では健康増進を図るため、輝北ふれあいセンターにおいて温泉公衆浴場サービスを提供している。

(3) 障がい者

障がい者福祉に関しては、重度の障がいのある人とともに介護する家族も高齢化が進行しており、地域コミュニティの機能が低下する中、障がいのある人を取り巻く環境は厳しさを増しているため、地域社会全体がボランティア活動への取組等により障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人が自立した生活を営むために必要な支援体制を充実させていくことが求められている。

(4) 地域福祉

地域福祉に関しては、多様化する社会の中で、障がいのある人など社会的弱者と言われる人々は、一層厳しい社会環境に置かれている。

このため、人々の様々なニーズを把握しながら、地域の実情に応じた適切な支援策を講じるとともに、地域社会においては、地域に居住する住民で相互に助け合う相互扶助意識の高揚を図ることが必要である。

2 その対策

(1) 子育て支援

- 次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組む。
- 親が安心して子どもを生み、また、全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・育児の推進、子育て不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化する。
- 子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実に推進する。
- 仕事と子育ての両立支援、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに努める。
- 児童虐待の防止対策、ひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭、子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進する。
- 子どもを取り巻く環境の悪化から、子どもの安全が脅かされることがないように、子どもと子育てを行う保護者が、安全かつ安心した生活が送れるよう、快適な居住空間や安心して伸び伸びと活動できるまちを整備する。
- 国の子ども・子育て支援新制度、「第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、教育・保育施設の運営に係る給付による教育・保育環境の充実、幼児教育・保育無償化に伴う保護者の経済的負担軽減、地域子ども・子育て支援事業の各種事業を実施することによる子どもが健やかに育つ環境を整備する。
- 教育・保育施設における保育士等不足の解消を図るため、鹿児島県が実施している「県保育士人材バンク事業」を活用し、保育士等の確保に努める。

(2) 高齢者福祉

- 高齢者が心豊かに過ごすには、生涯にわたり自発的な学習を続けることが重要であるため、高齢者が参加しやすい自主的な活動の場の充実に努める。
- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、地域住民、関係団体、関係機関の声かけや訪問等を通じ、高齢者を地域で支え合う体制づくりに努める。

- 高齢者が自らの意思で生き生きとした人生を住み慣れた地域で最後まで送れるよう、在宅医療の提供体制の構築及び高齢者の健康や生活を支える医療と介護の連携を推進する。
- 高齢者の生活の質を高め、在宅での自立した生活を継続できるよう、地域の特性に応じた生活支援サービス、介護保険の在宅サービス等の充実を図る。

(3) 障がい者

- 障がいのある人に対する市民の理解が一層深まるよう、市民意識の啓発を図る。
- 障がいのある人が安心して暮らせるよう、相談支援事業の充実、ホームヘルプサービスをはじめとする障害福祉サービスの充実を図る。
- ハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めるとともに、生活訓練、移動支援等、生活に必要なサービスを推進し、障がいのある人の社会参加を支援する。

(4) 地域福祉

- 地域社会において、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相互扶助意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、ボランティア、NPO法人等への支援を行い、地域福祉活動を担う人材の育成等により、地域福祉推進体制の一層の充実を図る。
- 地域住民の福祉に対する理解及び関心を高め、市民が住み慣れた地域社会の中で生き生きと暮らせる社会を実現するため、各種イベントを開催し、福祉に関する意識啓発を図るとともに、高齢者や障がいのある人等の自立及び社会参加の促進を図る。
- 分野別相談支援体制の包括化・ネットワーク化による支えあいの地域づくりを進めながら、育児・介護・障がい・貧困等、複合化・複雑化した問題等に対応する包括的な相談支援体制の充実・強化を図り、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを推進する。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境 の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特 別事業 高齢者・障害 者福祉	【高齢者等訪問給食サービス事業 (輝北地区)】 調理困難な高齢者に、栄養バランスの 摂れた食事の提供、定期的な訪問による 安否確認により、食生活改善と孤独感の 解消を図り、在宅高齢者の健康で自立し た生活を支援する。	市	
		【高齢者等訪問給食サービス事業 (吾平地区)】 調理困難な高齢者に、栄養バランスの 摂れた食事の提供、定期的な訪問による 安否確認により、食生活改善と孤独感の 解消を図り、在宅高齢者の健康で自立し た生活を支援する。	市	
		【輝北ふれあいセンター温泉公衆浴場事 業】 輝北ふれあいセンターの施設管理業務 の主事業として委託し、市民の健康増進 と相互の交流を図る。	市	
		【やすらぎの里づくり支援事業】 輝北ふれあいセンターを地域の福祉拠 点施設として位置付け、ひとり暮らし、 高齢者世帯等を対象に、身近な場所に集 い、介護予防を目的とした活動を通して、 人と人との支え合う地域づくりを目指 す。また、各種講座、イベント等を実施 し、「地域間、世代間交流」、「健康と 生きがいづくり」に取り組む。	市	
		【鹿屋市通所付添サポート事業】 ひとり暮らし、高齢者等の社会参加を 促進し、介護予防活動等に参加するた めに、輝北ふれあいセンターと利用者の自 宅間をボランティアサポーターが、自家 用車を使用し移動支援する。	市	
		【高齢者クラブ等活動補助事業】 地域における高齢者の福祉を増進する ため、高齢者クラブが行う生きがいづく りや健康づくりなどの各種活動を支援す る。	市	
	(9) その他	【輝北ふれあいセンター大規模改修事業 (輝北地区)】	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

社会福祉施設については、定期的な点検等により劣化や損傷を把握し、適切な修繕等の対応を行う。

第8章 医療の確保



1 現況と問題点

過疎地域における医療機関は、民間の診療所が5か所となっており、市民の健康管理、地域医療等の重要な役割を果たしている。

こうした地域の医療機関の経営規模は小さく、診療科目、病床数等も限られ、医療の提供体制は必ずしも十分とはいえない状況にあり、総合病院等が集まっている市内の中心地域等に大きく依存している。

年々、地域住民の高齢化が進む中で、高齢者に多く見られる慢性疾患の治療体制、急患の発生に対応した救急医療体制、休日当番医制の確立等が必要となっており、医療需要に対応した医療体制の整備が課題となっている。

2 その対策

■医療体制の充実

- 市民が安心して良質な医療を受けられるよう、医療機関相互のネットワークによる地域医療の連携強化に努め、また、限られた医療資源の効率的な活用を図るために、医療機関の規模、機能に応じた適切な利用方法等の啓発を行う。
- 救急患者の症状、程度等に応じ、迅速かつ適切な治療を行うため、医師会、公的病院、大隅広域夜間急病センター等との連携による、救急医療体制（夜間・休日診療体制）の充実に努める。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(3) 過疎地域 持続的发展 特別事業 その他	【救急医療施設運営事業】 夜間及び休日の救急医療体制の充実に 図り、地域住民の安全・安心な暮らしを確 保する。	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

大隅広域夜間急病センターは、平成23年に建設しており、比較的新しい施設であるが、維持管理に当たってはライフサイクルコストの低減を図るため、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等により長寿命化を図る。

第9章 教育の振興



1 現況と問題点

(1) 学校教育

本市の児童・生徒数は、小学校で減少、中学校で増加している状況だが、依然として過疎地域においては減少傾向が続いており、複式学級の増加が予想される。

学校施設については、台風、地震等の非常災害時には、避難場所となるなど地域の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、計画的な施設整備を行い、児童・生徒等の安全・安心な教育環境の確保及び地域住民の安全性の確保を図る必要がある。

児童・生徒の英語学習への興味・関心、英語力の向上等、国際社会で活躍できる人材の育成を図るために、英語教育の充実及び質の向上を図っている。指導方法等の工夫改善も行われ定着も図られつつあるが、日常生活の中において学校で学んだ学習内容を実際に使う機会が少ない状況がある。

全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるように、遠距離から通学する子どもを対象に予算の範囲内で通学補助金を交付している。また、輝北・吾平・花岡・高須地区においては、学校の統廃合に伴いスクールバス運行を実施している。

学校給食については、令和3年9月供用開始の鹿屋市立北部学校給食センター、南部及び吾平学校給食センターの3施設で学校給食を提供している。今後は、児童・生徒数の推移を注視しながら、最終的に南部、北部学校給食センターの2センターに集約し、安全・安心な給食提供の更なる充実を図るとともに、効率的な運営に努める。

(表13) ■児童・生徒数の推移

【小学校】

(単位：人)

区 分		平成30年	平成31年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
過疎地域	輝北	115	110	111	100	106	95	92	91	89
	吾平	420	416	403	396	357	333	324	290	272
	小計	535	526	514	496	463	428	416	381	361
過疎地域以外	串良	665	651	650	656	669	685	689	681	657
	鹿屋	5, 292	5, 282	5, 241	5, 256	5, 255	5, 253	5, 129	5, 049	4, 941
	小計	5, 957	5, 933	5, 891	5, 912	5, 924	5, 938	5, 818	5, 730	5, 598
市域合計		6, 492	6, 459	6, 405	6, 408	6, 387	6, 366	6, 234	6, 111	5, 959

【中学校】

(単位：人)

区 分		平成30年	平成31年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
過疎 地域	輝北	60	50	50	52	49	58	55	60	52
	吾平	195	193	192	194	214	213	207	194	191
	小計	255	243	242	246	263	271	262	254	243
過疎 地域 以外	串良	342	352	360	355	329	314	319	331	340
	鹿屋	2, 430	2, 443	2, 485	2, 502	2, 567	2, 561	2, 643	2, 615	2, 646
	小計	2, 772	2, 795	2, 845	2, 857	2, 896	2, 875	2, 962	2, 946	2, 986
市域合計		3, 027	3, 038	3, 087	3, 103	3, 159	3, 146	3, 224	3, 200	3, 229

(2) 社会教育

生涯学習社会の実現に向け、市民の学習要求に即した多様な学習機会の提供に努めるとともに、社会教育活動の充実及び活性化を図り、社会全体で子どもたちを守り育てる新しい鹿屋の教育風土を築いていくためには、「かのや学校応援団事業」、「鹿屋寺子屋事業」をはじめとした地域学校協働活動や、社会教育関係団体と連携した活動を推進し、子どもたちの市民性、社会性等を育む必要がある。

このため、ライフステージに応じた環境づくりが必要であり、施設利用のネットワーク化、施設の老朽化による今後の整備等が課題となっている。

2 その対策

(1) 学校教育

■学校教育の充実

- 急激な社会変化の中でも、未来の創り手として必要な資質、能力を備え、自立し、社会に貢献する人材育成を目指すという観点に立って、児童・生徒の「生きる力」を育成するため、教育における不易と流行を見極めつつ、学校の役割と責任、課題を明確にし、地域や児童・生徒の実態を踏まえた特色と風格を備えた活力のある開かれた学校づくりに努める。また、小・中・高等学校間の連携のもと、学校規模に応じた指導法を工夫し、個に応じた分かる授業、児童生徒が主体的に学んでいく授業を展開し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、創造性、自己教育力等の育成に努め、学力の向上を図る。

■学校教育施設の充実

- 児童・生徒の学習及び生活の場である学校施設の安全性を確保するとともに、高度化・多様化する教育内容の変化にも対応できる機能的な施設の整備・充実を図る。
- 学校給食施設においては、北部学校給食センターの供用開始に伴い、共同調理場及び単独調理場を閉鎖し、南部学校給食センターと吾平学校給食センターの3施設で提供を行うが、将来的には、南部学校給食センター及び北部学校給食センターの2施設で安全安心な給食提供を図る。

■輝北・吾平地区の児童・生徒の通学の円滑促進

- 輝北・吾平地区においては、現在、遠距離から通学する児童生徒を対象に、通学補助金を交付する。また、学校の統廃合に伴い、子どもたちの安全の確保と義務教育を円滑に受けられるように、遠距離通学の児童生徒を対象にスクールバスを運行する。

■時代に対応する教育の推進

- 日本人としてのアイデンティティや日本文化に対する深い理解を前提として、豊かな言語力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成するために、外部の人材（ALT・英語指導講師）の活用、異文化に触れる機会等を積極的に設ける。

（２）社会教育

■生涯学習の推進

- 令和元年度に策定した「生涯学習基本構想」に基づき、中央公民館を核にした学習拠点施設のネットワーク化、学習情報提供、相談窓口、指導体制の一元化、施設の管理・運営等の充実を図る。また、全ての中学校区に生涯学習推進協議会を設置し、学習意欲の向上を図るとともに、地域の特性を生かした地域づくり、まちづくりを進める。

■スポーツの振興

- 市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しめるよう関係機関・団体との連携・協力を図り、効果的な事業の実施に努めてスポーツ人口の底辺拡大及び生涯スポーツの振興を図る。また、スポーツ愛好者が、安全で利用しやすい施設の再編・整備のため、地域の特色、配置、アクセス等にも配慮した上で、ニーズ、利用状況、求められる機能や役割を再検証する。さらに、スポーツによる交流推進のため、スポーツ大会の開催・誘致、スポーツ合宿等の受入れを行い、情報発信と施設の有効活用を図る。

■社会教育施設及び連携協力体制の充実

- 社会教育に関する諸条件の整備・充実のために、社会教育関係者の資質の向上、公民館、図書館等、社会教育施設の整備充実、社会教育関係団体活動への支援、「親と子の20分間読書」運動等の読書活動の推進等に努め、社会教育活動の活性化を促進する。
- 社会教育における人権教育の充実を図り、人権問題について正しい理解及び認識を深め、一人ひとりを大切にしよう心を育成する。また、家庭・地域の教育力の向上のために、家庭教育学級、子育て講座等の学習の機会を充実させ、事業を通してPTAや子ども会等の関係機関・団体の組織間の協力体制を築くことにより、連携を図るとともに、輝北天球館、国立大学法人鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家等、本市特有の機関・施設等との綿密な連携協力体制の確立に努める。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	【小学校施設整備事業】 下名小学校大規模改造工事	市	
		【小学校施設整備事業】 吾平小学校大規模改造工事	市	
	屋内運動場	【中学校施設整備事業】 吾平中学校大規模改造工事	市	
		【小学校施設整備事業】 輝北小学校屋根改修工事	市	
		【中学校施設整備事業】 吾平中学校屋根改修工事	市	
	(3)集会施設、 体育施設等 公民館	【公民館等施設整備事業】 吾平振興会館照明器具等改修工事	市	
		【公民館等施設整備事業】 輝北コミュニティセンター空調設備等改修工事	市	
	義務教育	【公民館等施設整備事業】 輝北校区公民館空調設備等改修工事	市	
		【輝北地区小中学校スクールバス運行事業 (小学校)】 学校統合により遠距離通学となる児童の 通学手段としてスクールバスの運行を外部 委託して実施する。	市	
		【輝北地区小中学校スクールバス運行事業 (中学校)】 学校統合により遠距離通学となる生徒の 通学手段としてスクールバスの運行を外部 委託して実施する。	市	
		【吾平地区小中学校スクールバス運行事業 (小学校)】 学校統合により遠距離通学となる児童の 通学手段としてスクールバスの運行を外部 委託して実施する。	市	
		【吾平地区小中学校スクールバス運行事業 (中学校)】 学校統合により遠距離通学となる生徒の 通学手段としてスクールバスの運行を外部 委託して実施する。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(3)集会施設、 体育施設等 体育施設	【輝北体育館屋根耐震化整備事業】	市	
		【吾平運動場改修整備事業】	市	
		【百引多目的グラウンド改修整備事業】	市	
		【輝北運動場改修整備事業】	市	
		【吾平屋内ゲートボール場改修整備事業】	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

学校については、児童生徒が日常的に使用する施設であること、災害時の拠点となること等から、施設の耐震性、安全確保の観点から、「鹿屋市学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設、設備の改修等を行っていく。また、地区の中核的な施設であることを踏まえ、老朽化に伴う建替えを行う場合には、周辺の公共施設等の機能の複合化を検討していく。

教職員住宅については、定期的な点検等により劣化、損傷等を把握し、適切な修繕等の対応を行っていく。また、老朽化、利用状況等を踏まえ、今後、利用が見込めないものについては、廃止を検討する。

生涯学習施設は、生涯学習の拠点施設であるとともに、避難所に指定されている施設も多いが、老朽化等により大規模修繕を行う時期にきていることから、日常的な点検等により劣化、損傷等を把握し、計画的な修繕等による長寿命化を図るとともに、施設の統廃合も含め適正配置を検討していく。

スポーツ施設は、「鹿屋市スポーツ関係施設再配置計画」に基づき、各地域に点在している体育館、グラウンド等について種目に特化したアピールポイント等を明確化し、個別具体的な整理を行っていくとともに、著しく利用者が少ない施設、利用者に偏りがある施設等については、積極的に廃止、貸与、譲渡等を検討する。

第10章 集落の整備



1 現況と問題点

これまでは、町内会等の自主的な活動が地域を支えてきたが、少子高齢化、人口減少の進行に伴い、町内会加入者の減少、住民同士の連帯意識の希薄化、地域活動の担い手不足等、地域コミュニティの維持が大きな課題となっている。

本市では、地域コミュニティを維持する手段として、「町内会再編」及び「地域コミュニティ協議会」を位置付けている。

町内会の維持については、地理的要因、活動の経緯等によって個別に検討する必要があるものの、活動の担い手、後継者の確保等を考慮すると、概ね100世帯ほどの会員が必要と見込まれるため、平成22年度から平成24年度までを100世帯を基準とした町内会再編推進期間と位置付け、町内会再編を促進してきた。

結果として、輝北及び吾平地域においては、地域の状況に応じて再編が行われ、一町内会の会員が100世帯を下回る状態を解消した。

地域コミュニティ協議会は、一定の地域にある町内会、市民活動団体、NPO、ボランティア団体、企業等の各種団体が、地域の身近な課題解決に向けて一体となり、住民が主体的に活動する地域運営組織であり、これまでに平成26年に美里吾平、平成27年に高隈地区、令和2年に細山田、令和3年に串良校区のコミュニティ協議会が設立している。今後、制度等の検証を踏まえ、より効果的な地域コミュニティ維持のための手段とする必要がある。

(表14) ■委託事務交付金の状況

区分		輝北地域	吾平地域
世帯数		1,270世帯	2,498世帯
令和2年度	町内会数	4町内会	10町内会
	交付金額	3,491,400円	7,370,400円

2 その対策

■地域活性化及び市民活動の支援

- 共生・協働によるまちづくりを推進するため、町内会が行う地域の課題等を解決し、地域の活性化を図る活動等に対し補助金等を交付する。
- 地域の状況に応じて地域コミュニティ協議会等へ地域づくり（集落）支援員を配置する。
- 一定の地域にある町内会、市民活動団体、NPO、ボランティア団体、企業等の各種団体が、地域の身近な課題解決に向けて一体となって、住民が主体的に活動を行う地域運営組織に対して補助金等を交付する。

- 町内会や地域コミュニティ協議会が、共生・協働推進拠点施設として自治公民館等の整備を行う際、補助金等を交付する。

■吾平ふれあいセンター（10地区）の維持管理

- 吾平ふれあいセンター（10地区）の適正な管理と必要な修繕等を行い、地域住民の利用による福祉向上を図る。

■小さな拠点（輝北キラキラ館）の支援

- 「輝北キラキラ館」を活用し、地域の高齢者等が生産した農産物の販売、安否確認を兼ねた集配等の支援を行い、高齢者の生きがいづくり、福祉向上及び憩いの場の創出を図る。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	【地域コミュニティ推進事業】 地域課題の解決や地域おこしに取り組む「地域コミュニティ協議会」を支援し、共生・協働による地域活性化を推進する。	市	
		【星がきらめき人が輝く「ときめきハイランド」事業】 地域住民と各種団体等が協力し、地域の振興と課題解決に取り組み、輝北地域の再生と住民の交流の場を確保し、地域の活性化を図る。	市	
		【住みよい・住みたいまち美里吾平づくり推進事業】 美里吾平コミュニティ協議会が実施する様々な事業（情報発信や門前町構想での商店街活性化、自然を生かした交流人口拡大、各種イベントの開催等）により、地域の活性化を図る。	美里吾平 コミュニティ協議会	
	(3)その他	【ふれあいセンター施設整備事業】	市	
		【神野のヒト・モノ・自然を生かした交流拠点整備事業】	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

集会施設は、隣接する施設で重複した事業を行っているものは、一体となった運営を行うため、施設の統合を検討するとともに、特にふれあいセンターは、地域による自主的・主体的な管理運営を促し、共生協働の拠点施設として活用するため、地元町内会や地域コミュニティ組織への譲渡を検討していく。

第11章 地域文化の振興等



1 現況と問題点

心の豊かさを求める市民ニーズの高まり、余暇時間の増加等により、多様な文化活動を展開できる基盤づくりが求められている。また、地域で守り育まれてきた、かけがえのない文化財、伝統芸能等を地域の財産として次代に引き継いでいくとともに、市民が誇りと愛着を持てるような個性豊かな地域づくりが求められている。

一方、文化活動の拠点となる施設の老朽化、伝統芸能及び伝統行事を保存・伝承する後継者不足、歴史・文化財等を保存・管理・活用する総合的な施設の整備等の課題がある。

このようなことから、各地域の文化協会と連携しながら、老朽化した施設の再整備や改修等、市民の多様なニーズに適切に対応できる芸術・文化活動体制、活動内容の充実・強化を図る必要がある。

また、市民交流センター（リナシティかのや）の芸術・文化・学習プラザなどの施設を活用し、市民の芸術・文化レベルの向上、関係施設のネットワーク化を図り、地域の芸術・文化の振興を図る必要がある。

2 その対策

■文化活動の促進と環境づくり

- 文化の香り高いまち、市民の自主的な文化活動の促進と活動しやすい環境づくりを進めるために、各地域の文化協会との連携を強化し、活動内容を充実させるとともに、文化会館等、既存施設の再整備を行い、各施設の有効利用とネットワーク化を図り、文化活動を行う際の利便性を高める。

■伝統芸能の継承

- 本市には、八月口説踊り（川東町）、鉦踊り（王子町ほか）、刀舞（高須町）、朝倉太鼓踊り（輝北町）、棒踊り（串良町馬掛、堂園、生栗須、吾平町持田、末次、輝北町平房、柏木ほか）、八月踊り（祓川町、吾平町）、そばきり踊り（吾平町）等、各地域に伝わる特色ある伝統芸能があり、これらの保存・継承に向けた支援・広報・啓発活動の推進に努め、保存・継承活動を通じて、市民のふれあいの場、地域コミュニティの活性化を図るとともに、伝統文化への理解を深める。

■文化財の保存

- 埋蔵文化財の包蔵地等において、開発行為者と連携を密にし、試掘・確認調査を実施するとともに、各種地域史の発掘・調査を行い、郷土の歴史・文化に対する市民意識を醸成する。
- 文化財の適正な管理・保存、活用の方法、既存管理施設の再編・再整備、総合施設の整備検討を行う。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興 等	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	【地域文化推進事業】 地域文化の発表・育成・鑑賞により、 市民文化芸術の資質向上を図る。	文化協会	
		【有形無形文化財保存伝承事業】 各地域に伝わる特色ある文化財の保 存・継承に向けた支援を行う。	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

文化施設等の整備、維持・管理等については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら必要な事業を適正に実施する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進



1 現況と問題点

気候変動の影響による災害が頻発化・激甚化する中、また、国内外の脱炭素化への潮流を踏まえると、地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、市、企業、市民等による脱炭素社会に向けた取組が必要である。

市では、各総合支所に太陽光発電施設を設置し、再生可能エネルギーを利用した省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制に努めており、市内の山間部等では、民間の太陽光発電所及び風力発電所が設置され、発電をしている。

二酸化炭素の排出を抑制するために、二酸化炭素をほとんど排出しない太陽光、太陽熱等の再生可能エネルギーの導入、普及を推進する必要がある、再生可能エネルギーを導入する際には、景観の保全、自然との調和への配慮が必要となっている。また、太陽光発電設備の設置については、排水対策・土砂流出・法面崩壊等、住環境に配慮するとともに、地元住民の理解が必要である。

2 その対策

- 公共施設の新設、改修に当たっては、太陽光発電等の新エネルギーの導入に努め、施設の維持管理におけるエネルギー消費量の抑制を図る。
- 一般家庭及び事業所における太陽光発電システム等の新エネルギーの導入促進等により、市民生活、事業活動による温室効果ガスの削減を図る。
- 再生可能エネルギー発電設備を普及する中で、適切な管理、地域住民等への理解等、円滑な設置が行われるようガイドラインの策定を行う。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(1)再生可能 エネルギー利用 施設	【公共施設再生可能エネルギー設備等 導入推進事業】 避難施設、防災拠点等の公共施設に防 災・減災等に資する再生可能エネルギー 設備等を導入する。	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、平成29年3月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

公共施設の適正配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



1 現況と問題点

地域の活性化及び交流人口の増加を図るため、各地域の資源に特化したイベントの開催、イベント相互の連携、連続した開催等の工夫を図っていく必要がある。

(表15) ■主なイベント・祭り

区 分	内 容
輝北地域	4月 : 日枝神社畜産祭り(山王どんまつり)、輝北グリーンハイキング 5月 : 南日本クロスカントリー大会INきほく 5月 : ひらぼうほたるの里「ほたる祭り」 10月 : 大隅地区中学女子新人バレーボール大会 11月 : 星のふるさと輝北まつり
吾平地域	1月 : 名物あいら木市祭 2月 : 美里あいら心わくわくウォーキング大会 8月 : 美里あいら夏祭り 9月 : 美里あいら敬老会 10月 : 美里あいら体育大会、美里あいら農業祭 11月 : 美里あいら文化祭 その他 : 吾平山上陵初詣(年末年始) その他 : あいら川プロムナード事業(桜等の開花時期)
鹿屋地域 (参考)	2月 : 高隈地区かぎ引き祭り、高隈山ピークハントトレイル 4月 : エアーメモリアル in かのや 5月 : かのやばら祭り春、リナフェスタ 6月 : 水神ゆかた祭り、ふるさと鹿屋六月燈 7月 : マリンフェスタ in かのや、かのや夏祭り 10月 : 大隅湖レイクサイドフェスティバル 11月 : かのやばら祭り秋鹿屋市秋まつり歩行者天国 鹿屋市農業まつり、ツール・ド・おおすみecoサイクリング大会 12月 : 冬華火inXmas、ファンタジーナイト
串良地域 (参考)	1月 : くしら二十三や市 2月 : 山宮神社春祭り 4月 : くしら桜まつり・ジョギング大会 8月 : 串良町夏祭り 11月 : くしら黒土祭り

2 その対策

■各団体の連携と組織の強化

- 地域のイベント開催においては、商工会、各種実行委員会、ボランティア組織等が大きな役割を果たしていることから、これら各種団体の連携を図り、組織強化等を推進する。また、それぞれの地域のこれまでの取組を考慮しつつ、地域の文化・歴史等を生かした、より一層魅力あるイベントの開催について検討する。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項		【星のふるさと輝北まつり】 伝統行事、各種イベントの開催による地域内の活性化、交流人口の拡大による地域内の融和及び地域産業の活性化を図る。	輝北まつり 実行委員会	
		【畜産まつり】 伝統行事、各種イベントの開催による地域内の活性化、交流人口の拡大による地域内の融和及び地域産業の活性化を図る。	商工会	
		【南日本クロスカントリー大会INきほく】 うわば公園特設コースでファミリー・グループも楽しんで参加できる大会を開催し、競技の普及を図り、輝北地域の活性化に資する。	クロスカントリー 大会実行 委員会	
		【ひらぼうほたるの里「ほたる祭り」】 伝統行事、各種イベントの開催による地域内の活性化、交流人口の拡大による地域内の融和及び地域産業の活性化を図る。	ひらぼう ほたるの里 ほたる飛ばせ隊	
		【吾平山陵駐車場等安全対策事業】 観光地である吾平山上陵において、県内外から参拝客が訪れる正月三が日を含む年末年始の事故防止のため、駐車場整備、交通整理、夜間警備、シャトルバスの運行を行う等の安全対策を講じ、鹿屋市の観光振興を図る。	吾平山陵 初詣安全 対策実行 委員会	
		【始良川かわまちづくり推進事業】 河川流域の町内会、河川愛護会、カヌークラブ等と連携協力し、肝属川水系始良川の水辺、河川敷の整備された箇所等を活用したイベントを開催し、地域住民が河川に親しみ、地域の活性化を図る。	あいら川 かわまち づくり実 行委員会	
		【美里あいら農業祭】 地域農業の豊かな実りに感謝し、地域農産物の紹介・宣伝と消費の推進を図るとともに、生産者と消費者の交流を通じて、生産者の生産・経営意欲の向上と消費者の農業及び農産物への理解を深めることにより、農業振興及び地域経済の活性化を図る。	農業祭実 行委員会	
		【美里あいら敬老会】 吾平町内に住む高齢者の方々の長寿を祝福し、その貴重な知恵と経験を美里吾平のまちづくりへ活かすことを目的に、歴史ある吾平町敬老会を継承し開催する。	敬老会実 行委員会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項		【美里あいら体育大会】 幼児から高齢者まで地域住民が誰でも参加できるスポーツイベントとして実施することで、体力向上を図るとともに親睦、交流を深めスポーツ文化の高揚と明るく豊かな郷土づくりに資する。	体育振興会	
		【宮下相撲大会】 明治31年に始まった伝統ある相撲大会を継承し、町おこしを図るとともに、相撲競技の普及、青少年の育成及び明るい郷土づくりに資する。	宮下相撲保存会	
		【あいら川プロムナード事業】 更正橋から始良橋まで続く、「あいら散歩道」に外灯、提灯を地域住民、地域団体等の協力と参画により整備し、地域の始良川への親水、美化への機運を醸成する。	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

地域のイベント開催については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら必要な事業を適正に実施する。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
1 移住定住・地 域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 移住・定住	定住促進事業	市	移住・定住促進 を図る事業であ ることから施策 の効果が将来に 及ぶ。
		企業誘致・サポート推進事業	市	本市への企業進 出等に向けた取 組に対し支援を するための事業 であることから 施策の効果が将 来に及ぶ。
		サテライトオフィス誘致促進事業	市	サテライトオフ イス誘致促進及 び設置事業者を 支援するための 事業であること から施策の効果 が将来に及ぶ。
		かのや食・農商社推進事業	市	起業・創業及び 地域農産物等の 販路開拓等を支 援するための事 業であることか ら施策の効果が 将来に及ぶ。
		かのやアグリ起業ファーム事業	市	新規就農者を支 援するための事 業であることか ら施策の効果が 将来に及ぶ。
		畜産担い手定着促進事業	市	畜産担い手の育 成を通して、本 市農業振興を目 的とした事業で あることから施 策の効果が将来 に及ぶ。
		地元就職支援事業	市	地元企業への就 職率を高める取 組に対し支援を するための事業 であることから 施策の効果が将 来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
1 移住定住・地 域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域間交流	ふるさとPR促進事業	市	ふるさと納税制 度による本市の 特産品等の情報 発信、本市の認 知度向上を目的 とした事業であ ることから施策 の効果が将来に 及ぶ。
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	水稻航空防除事業（輝北地区）	協議会	良質な水稻を生 産することによ り、農家所得の 向上に資するた めの事業である ことから施策の 効果が将来に及 ぶ。
		水稻航空防除事業（吾平地区）	協議会	良質な水稻を生 産することによ り、農家所得の 向上に資するた めの事業である ことから施策の 効果が将来に及 ぶ。
		有害鳥獣被害対策事業（輝北地区）	市 協議会	鳥獣被害を軽減 し、農作物の収 量の増及び品質 の安定化を図る ための事業であ ることから施策 の効果が将来に 及ぶ。
		有害鳥獣被害対策事業（吾平地区）	市 協議会	鳥獣被害を軽減 し、農作物の収 量の増及び品質 の安定化を図る ための事業であ ることから施策 の効果が将来に 及ぶ。
		海外悪性伝染病対策事業	市	海外悪性伝染病 の万一の発生に 備え、防疫対策 の強化を図るた めの事業である ことから施策の 効果が将来に及 ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	鹿屋市優良繁殖雌牛改良促進事業 (吾平、輝北地区)	市	優良な肉用繁殖 雌牛(母牛)の 確保を図るた めの事業であ ることから施 策の効果が将 来に及ぶ。
		担い手育成確保対策事業(輝北地区) (鹿屋市農業公社管理経費)	市	農業の担い手 の育成確保を 図るための事 業であること から施策の効 果が将来に及 ぶ。
		中山間地域等直接支払交付金事業 (輝北地区)	協定集落	中山間地域等 における、農 業生産の維持 を図るための 事業であるこ とから施策の 効果が将来に 及ぶ。
		中山間地域等直接支払交付金事業 (吾平地区)	協定集落	中山間地域等 における、農 業生産の維持 を図るための 事業であるこ とから施策の 効果が将来に 及ぶ。
		多面的機能支払交付金事業	協定地区	農村環境の保 全のための活 動を支援する ための事業で あることから 施策の効果が 将来に及ぶ。
		鹿屋市吾平町指定野菜価格安定基 金事業	基金協会	指定野菜の生 産拡大及び銘 柄確立を図る ための事業で あることから 施策の効果が 将来に及ぶ。
		商店街活性化推進事業	商工会	住民ニーズに 沿った魅力あ る商店街の整 備及び商店街 の活性化に資 するための事 業であること から施策の効 果が将来に及 ぶ。
	商工業・6次 産業化			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 商工業・6次 産業化	小規模指導事業	商工会	小規模事業者へ の経営指導によ り、地域全体の 商工業振興、活 性化を図るため の事業であるこ とから施策の効 果が将来に及 ぶ。
3 地域におけ る情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設 その他	地域公共ネットワーク推進事業	市	公共施設を結ぶ ネットワーク設 備の維持管理を 行うための事業 であることから 施策の効果が将 来に及ぶ。
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 公共交通	総合交通対策事業	市	地域住民の移動 手段を確保する ための事業であ ることから施策 の効果が将来に 及ぶ。
	その他	市道環境整備事業	市	除草伐採により 道路及び生活環 境の整備を図る ための事業であ ることから施策 の効果が将来に 及ぶ。
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業 環境	資源物再商品化等委託事業	市	資源物、使用済 小型家電のリサ イクルを図るた めの事業である ことから施策の 効果が将来に及 ぶ。
		ごみ・資源物収集委託事業	市	ごみの適正処理 に関する事業で あることから施 策の効果が将来 に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業 環境	ごみステーション整備助成事業	町内会	ごみステーションの原材料を支給し整備を行うための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		不法投棄防止対策事業	市	不法投棄させない環境づくりを推進するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
6 子育て環境 の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特 別事業 高齢者・障害 者福祉	高齢者等訪問給食サービス事業 (輝北地区)	市	在宅高齢者の健康で自立した生活を支援するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		高齢者等訪問給食サービス事業 (吾平地区)	市	在宅高齢者の健康で自立した生活を支援するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		輝北ふれあいセンター温泉公衆浴 場事業	市	市民の健康増進と相互の交流を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		やすらぎの里づくり支援事業	市	介護予防を目的とした活動を通して、人と人々が支え合う地域づくりを目指すための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
6 子育て環境 の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特 別事業 高齢者・障害 者福祉	鹿屋市通所付添サポート事業	市	ひとり暮らしや 高齢者等の社会 参加を促進し、 介護予防活動等 を行うための事 業であることから施策の効果が 将来に及ぶ。
		高齢者クラブ等活動補助事業	市	地域における高 齢者の福祉を増 進するための事 業であることから施策の効果が 将来に及ぶ。
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	救急医療施設運営事業	市	地域住民の安全・安心な暮らしを確保するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 義務教育	輝北地区小中学校スクールバス運 行事業（小学校）	市	遠距離通学となる児童の通学支援を行うための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		輝北地区小中学校スクールバス運 行事業（中学校）	市	遠距離通学となる児童の通学支援を行うための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		吾平地区小中学校スクールバス運 行事業（小学校）	市	遠距離通学となる児童の通学支援を行うための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		吾平地区小中学校スクールバス運 行事業（中学校）	市	遠距離通学となる児童の通学支援を行うための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	地域コミュニティ推進事業	市	地域コミュニティ協議会の活動を支援し、地域活性化を推進するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		星がきらめき人が輝く「ときめき ハイランド」事業	市	輝北地域の住民と各種団体等が協力し、地域活性化を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		住みよい・住みたいまち美里吾平 づくり推進事業	美里吾平 コミュニティ協議 会	吾平地域の活性化を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	地域文化推進事業	文化協会	市民文化芸術の資質向上を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		有形無形文化財保存伝承事業	市	文化財の保存・継承に向けた支援を行うための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
12 その他地域 の持続的発 展に関し必 要な事項		星のふるさと輝北まつり	輝北まつり 実行委員会	地域内の融和及び地域産業の活性化、交流・関係人口の拡大を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。
		畜産まつり	商工会	地域内の融和及び地域産業の活性化、交流・関係人口の拡大を図るための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
12 その他地域 の持続的発 展に関し必 要な事項		南日本クロスカンントリー大会INき ほく	クロスカン トリー大 会実行 委員会	クロスカン トリー競 技の普及 を図ると ともに輝 北地域の 活性化に 資するた めの事業 であるこ とから施 策の効果 が将来に 及ぶ。
		ひらぼうほたるの里「ほたる祭り」	ひらぼう ほたるの 里 ほたる飛 ばせ隊	地域内の 融和及び 地域産業 の活性化 、交流・ 関係人口 の拡大を 図るため の事業で あること から施策 の効果が 将来に及 ぶ。
		吾平山陵駐車場等安全対策事業	吾平山陵 初詣安全 対策実行 委員会	観光地で ある吾平 山上陵の 駐車場整 備等によ り観光振 興を図る ための事 業である ことから 施策の効 果が将来 に及ぶ。
		始良川かわまちづくり推進事業	あいら川 かわまち づくり実 行委員会	吾平地域 住民が河 川に親し み、地域 内の融和 及び地域 活性化、 交流・関 係人口の 拡大を図 るための 事業であ ることか ら施策の 効果が将 来に及ぶ。
		美里あいら農業祭	農業祭実 行委員会	生産者の 生産・経 営意欲の 向上と農 業振興及 び地域経 済の活性 化を図る ための事 業である ことから 施策の効 果が将来 に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業の効果が一 過性でない理由等)
12 その他地域 の持続的発 展に関し必 要な事項		美里あいら敬老会	敬老会実 行委員会	地域内の融和及 び地域活性化を 図るための事業 であることから 施策の効果が将 来に及ぶ。
		美里あいら体育大会	体育振興 会	地域内の融和及 び地域活性化を 図るための事業 であることから 施策の効果が将 来に及ぶ。
		宮下相撲大会	宮下相撲 保存会	相撲競技の普及 を図るとともに 伝統ある大会の 継承を通して、 地域内の融和及 び地域活性化、 交流・関係人口 の拡大を図るた めの事業である ことから施策の 効果が将来に及 ぶ。
		あいら川プロムナード事業	市	吾平地域住民や 地域住民等によ る始良川への親 水や美化への機 運を醸成すると ともに、地域活 性化を図るため の事業であるこ とから施策の効 果が将来に及 ぶ。